

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年2月 第2回訂正分)

株式会社ブックングリゾート

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年2月13日に近畿財務局長に提出し、2025年2月14日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年1月17日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年2月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,346,800株(引受人の買取引受による売出し1,132,000株・オーバーアロットメントによる売出し214,800株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年2月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。訂正部分には____罫で示し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受によ
る売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案した結果、SMB C日興証券株式会社が当社株主であ
るエス・エヌ・ホールディングス有限公司(以下、「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式
214,800株の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。オーバーアロ
ットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロ
ットメントによる売出し等について」をご参照ください。
これに関連して、当社は、2025年1月17日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売
出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式214,800株の新規
発行(以下、「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2025年2月13日に決定された引受価額(1,140.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,240円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「168,360,000」を「171,120,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「168,360,000」を「171,120,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は171,120,000円と決定いたしました。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,240」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,140.80」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「570.40」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,240」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 発行価格等の決定に当たりましては、1,200円以上1,240円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、1,240円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,140.80円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,020円)及び2025年2月13日に決定された発行価格(1,240円)、引受価額(1,140.80円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,140.80円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,140.80円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき99.20円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と2025年2月13日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「336,720,000」を「342,240,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「326,720,000」を「332,240,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

(注) 1. の全文及び 2. の番号削除

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額332,240千円に本第三者割当増資の手取概算額上限244,186千円を合わせた、手取概算額合計上限576,426千円については、①新規の直営宿泊施設開業費及び②広告宣伝費に充当する予定であります。

①及び②の具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

(略)

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2025年2月13日に決定された引受価額(1,140.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,240円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,381,040,000」を「1,403,680,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,381,040,000」を「1,403,680,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

(注) 3. 7. の全文削除及び 4. 5. 6. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「1,240」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,140.80」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,240」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 SMBC日興証券株式会社 1,132,000株
引受人が全株買取引受けを行います。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき99.20円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と2025年2月13日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「262,056,000」を「266,352,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「262,056,000」を「266,352,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を**勘案した結果**行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注) 5. の全文削除

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,240」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき1,240」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2025年2月13日に決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下、「借入株式」という。)214,800株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

これに関連して、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2025年3月21日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2025年3月21日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2025年1月17日及び2025年2月4日開催の取締役会において決議し、2025年2月13日に決定した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 214,800株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,020円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)
(4)	払込期日	2025年3月26日(水)

(注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2025年2月13日に決定いたしました。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年2月 第1回訂正分)

株式会社ブックイングリゾート

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年2月4日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年1月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,346,800株(引受人の買取引受による売出し1,132,000株・オーバーアロットメントによる売出し214,800株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を2025年2月4日開催の取締役会において決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。訂正部分には____罫で示し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受による
売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、214,800株を上限として、SMB C日興証券株式会社
が当社株主であるエス・エヌ・ホールディングス有限会社(以下、「貸株人」という。)より借り入れる当
社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オー
バーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オー
バーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2025年1月17日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売
出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式214,800株の新規
発行(以下、「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

2025年2月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は2025年2月4日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額1,020円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「165,600,000」を「168,360,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「165,600,000」を「168,360,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,200円~1,240円)の平均価格(1,220円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は366,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,020」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,200円以上1,240円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年2月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,020円)及び2025年2月13日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,020円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C日興証券株式会社185,600、野村證券株式会社28,600、みずほ証券株式会社28,600、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社28,600、株式会社SBI証券14,300、西村証券株式会社14,300」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2025年2月13日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「331,200,000」を「336,720,000」に訂正。
「差引手取概算額(円)」の欄：「321,200,000」を「326,720,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,200円～1,240円)の平均価格(1,220円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額326,720千円に本第三者割当増資の手取概算額上限240,247千円を合わせた、手取概算額合計上限566,967千円については、①新規の直営宿泊施設開業費及び②広告宣伝費に充当する予定であります。

①及び②の具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

(略)

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,358,400,000」を「1,381,040,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,358,400,000」を「1,381,040,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：株式会社にしがきの次に「京都府京丹後市大宮町口大野88番地 エス・エヌ・ホールディングス有限会社 250,000株」を追加。

「京都府京丹後市大宮町口大野88番地 エス・エヌ・ホールディングス有限会社 170,000株」、「東京都練馬区向山四丁目1番1号 株式会社B&V 25,000株」、「東京都練馬区向山四丁目1番1号 株式会社B&Vホールディングス 25,000株」、「東京都練馬区向山四丁目1番1号 日本商事株式会社 25,000株」、「広島県広島市中区立町2番23号 野村不動産広島ビル 株式会社f.f. Vacation House 5,000株」及び「静岡県裾野市須山2255番2656 株式会社資産対策研究所 4,000株」を削除。

株式会社J S フーズの次に「広島県広島市中区立町2番23号 野村不動産広島ビル 株式会社f.f. Vacation House 4,000株」を追加。

<欄外注記の訂正>

- (注) 6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、仮条件(1,200円～1,240円)の平均価格(1,220円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「257,760,000」を「**262,056,000**」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「257,760,000」を「**262,056,000**」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

5. 売出価額の総額は、仮条件(1,200円~1,240円)の平均価格(1,220円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2025年1月17日及び2025年2月4日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式 214,800株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき1,020円
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)
(4) 払込期日	2025年3月26日(水)

(注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2025年2月13日に決定します。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人であるエヌ・エヌ・ホールディングス有限公司、売出人であるシイエスピーク株式会社及び株式会社f.f. Vacation House並びに当社株主である株式会社グランシーズ、村上真之助、株式会社B&V、株式会社B&Vホールディングス、日本商事株式会社、株式会社ジョー・コーポレーション、富士五湖エンジニアリング株式会社、株式会社グルーブ、株式会社キャプテンライン、三方圭一、株式会社luana、株式会社シュ克蘭、株式会社ゲンバカンリシステムズ、株式会社ディーエス、MRDホールディングス株式会社、株式会社日本介護医療センター、株式会社イー・エヌ・ジー、株式会社AsoboLabo、吉野建設株式会社、株式会社サンゲリオン、加藤智麗、株式会社LUCKEL、コーエイホールディング株式会社、株式会社ジェイトラスト、株式会社フローレンス、株式会社ビバック、株式会社善太、真城逞生、株式会社NKD、中村友則、溝落和子、藤井久司、藤井裕也、今井剛、株式会社加々見工務店、株式会社スペース、アニラオ企画有限公司、清水くみ子、株式会社ARKS JAPAN、高間健太郎、藤井佳子、株式会社p.b.v.、**株式会社資産対策研究所**及び株式会社喜びフーツは、SMBC日興証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2025年8月19日までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2025年1月

株式会社ブッキングリゾート

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式306,000千円(見込額)の募集及び株式1,358,400千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式257,760千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年1月17日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ブッキングリゾート

大阪府大阪市北区梅田二丁目6番20号15階



本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概要等を要約・作成したものであります。詳細は本文の該当ページをご参照ください。

企業理念

宿泊業界をUP DATEする

当社は、『宿泊』自体が旅行の目的となるような施設づくりを支援しており、魅力ある宿泊施設を旅行者に適切にPRすることで、宿泊施設の売上を最大化させることを目的としております。

沿革

- 2013年 ● 5月 兵庫県神戸市中央区に株式会社サカネット（資本金5,000千円）を設立
経営者へのインタビューメディア事業を開始
- 2015年 ● 11月 親会社グループが所有する本社ビルの売却に伴い、本社を大阪府大阪市北区
梅田二丁目6番20号15階に移転
- 2019年 ● 6月 集客支援事業を開始し、グランピング施設及びリゾートヴィラ等、リゾート施設
に特化した予約プラットフォーム「リゾートグランピングドットコム」を開設
10月 株式会社ブッキングリゾートに商号変更
- 2023年 ● 2月 直営宿泊事業を開始し、ドッグヴィラ千葉南房総（千葉県南房総市）を開業
ペットツーリズムに特化した予約プラットフォーム「いぬやど」を開設
- 2024年 ● 4月 直営宿泊施設「RIVERSIDE CAMP FIELD CHICHIBU」（埼玉県秩父市）を開業
● 7月 直営宿泊施設「秩父別邸 木叢-komura-」（埼玉県秩父市）を開業

1. 事業の内容

当社は、「宿泊業界をUP DATEする」という企業理念を掲げ、顧客である掲載施設の魅力を引き出し、旅行者（ユーザー）に適切にPRすることで、掲載施設の売上を最大化することを目的としております。「宿泊すること」よりも「宿泊・滞在自体を楽しむこと」をコンセプトとしており、単に寝泊りするだけの施設ではなく、滞在自体が旅行の目的となるような施設づくりを支援しております。

集客支援事業

集客支援事業では、掲載施設の売上最大化を目的に、旅行者（ユーザー）の特定のニーズに特化した予約プラットフォームを運営するとともに、掲載施設に対する開業サポート、ブランド設計、施設個別の予約サイトの構築、PR広告の運用など、開業支援から開業後の集客支援まで一貫して行うコンサルティングサービスを提供しております。

予約プラットフォームは、グランピング施設（注1）及びリゾート施設（注2）を掲載する「リゾートグランピングドットコム」並びにペットツーリズム（ペット同伴旅行）に対応した施設を掲載する「いぬやど」を運営しております。

当社の顧客の多くは、施設当たりの客室数が6～7室程度の比較的小規模な宿泊施設であり、様々な形態の宿泊施設を総合的に掲載する予約サイトの中では埋没しやすく、キャンペーン等による値引きや広告宣伝費のコスト負担が大きくなる傾向にあります。当社は、予約プラットフォームを旅行者（ユーザー）の特定のニーズに特化させ、ピンポイントで訴求することで、集客効果の最大化を図っております。



グランピング/リゾート施設を掲載
「リゾートグランピングドットコム」

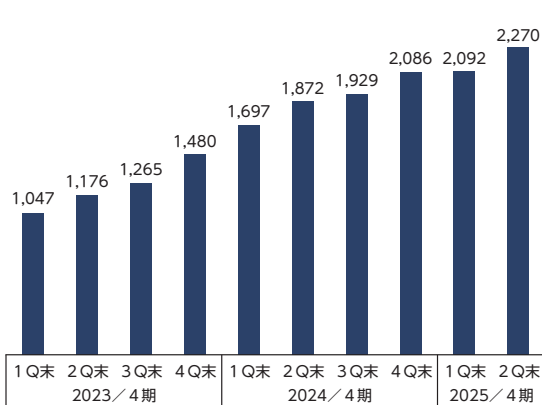


ペットツーリズムに対応した施設を掲載
「いぬやど」



施設個別の予約サイト

掲載客室数の推移(件)



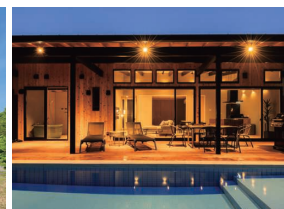
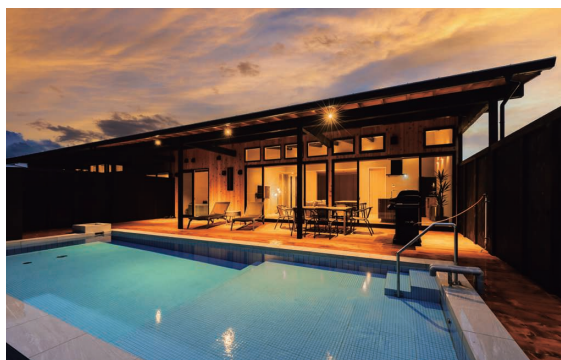
当社が運営する予約プラットフォーム上の掲載客室数は順調に拡大しており、2025/4期の第2四半期末時点で2,270室となりました。

この指標は、市場の当社占有率を測るものであるとともに、旅行者（ユーザー）が安心して宿泊予約を行える予約プラットフォームであることを示すものであります。掲載客室数の増加は当社の認知度を高め、契約の新規獲得に繋がる要因となっております。

(注) 1. 当社では、「アウトドアでありながら高級感があり、設備の整った環境で快適に過ごせる施設」と定義しております。
2. 当社では、「客室内でゆっくりと過ごせる1棟貸しのヴィラなど宿泊が旅行の目的となる滞在型の施設」と定義しております。

直営宿泊事業

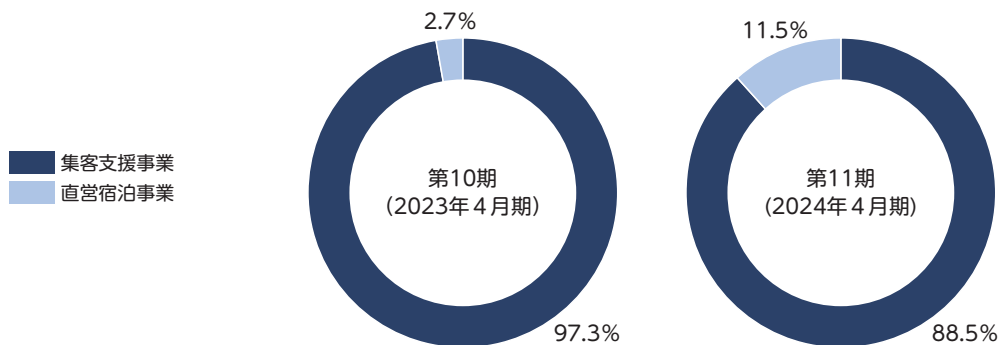
直営宿泊事業では、施設運営上の成功事例・失敗事例を蓄積し、集客上有用なノウハウを獲得することを目的に、2023年2月に直営施設「ドッグヴィラ千葉南房総」を開業し、その後2024年4月に直営施設「RIVERSIDE CAMP FIELD CHICHIBU」、2024年7月に同施設に併設する「秩父別邸 木叢-komura-」を開業し、複合施設「秩父リゾート」として運営しております。



千葉県南房総市「ドッグヴィラ千葉南房総」

埼玉県秩父市「秩父リゾート」

2. 売上高の構成

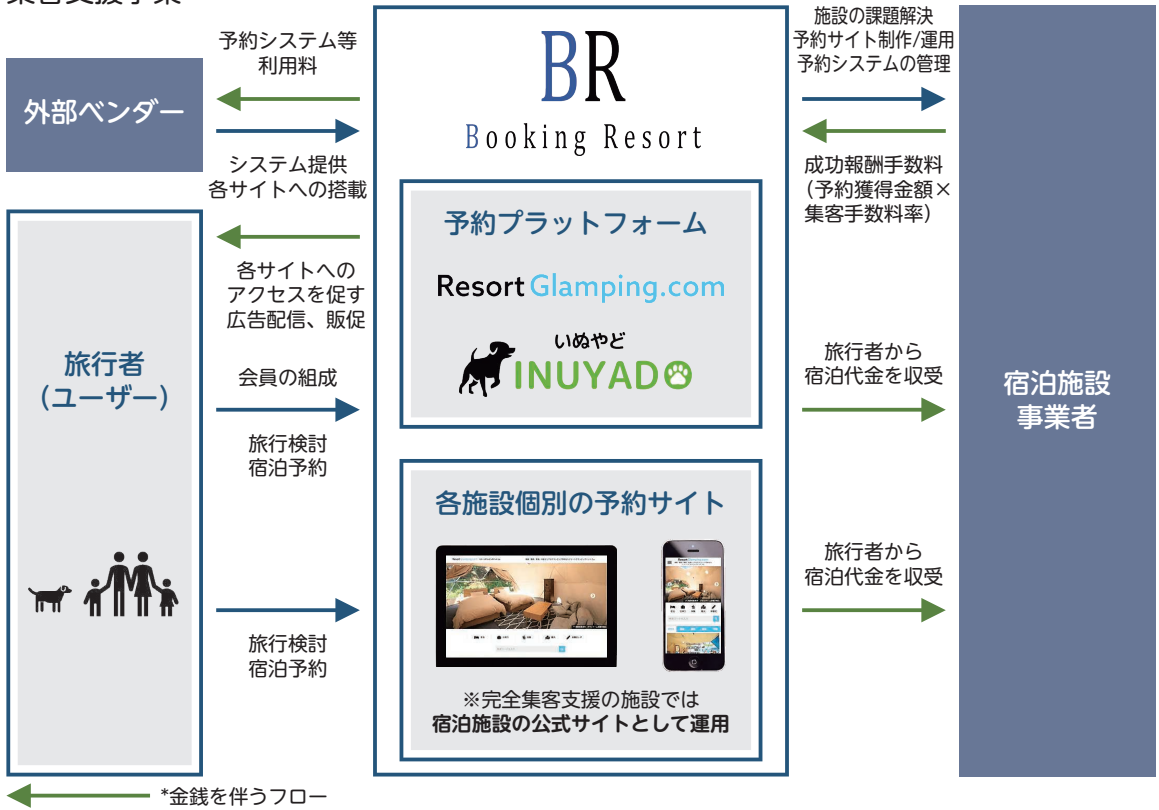


事業名称	第10期会計年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)		第11期会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)		増減額 (千円)	増減率 (%)
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)		
集客支援事業	722,317	97.3	937,502	88.5	215,184	29.8
直営宿泊事業	20,234	2.7	121,600	11.5	101,366	501.0
合計	742,551	100.0	1,059,102	100.0	316,552	42.6

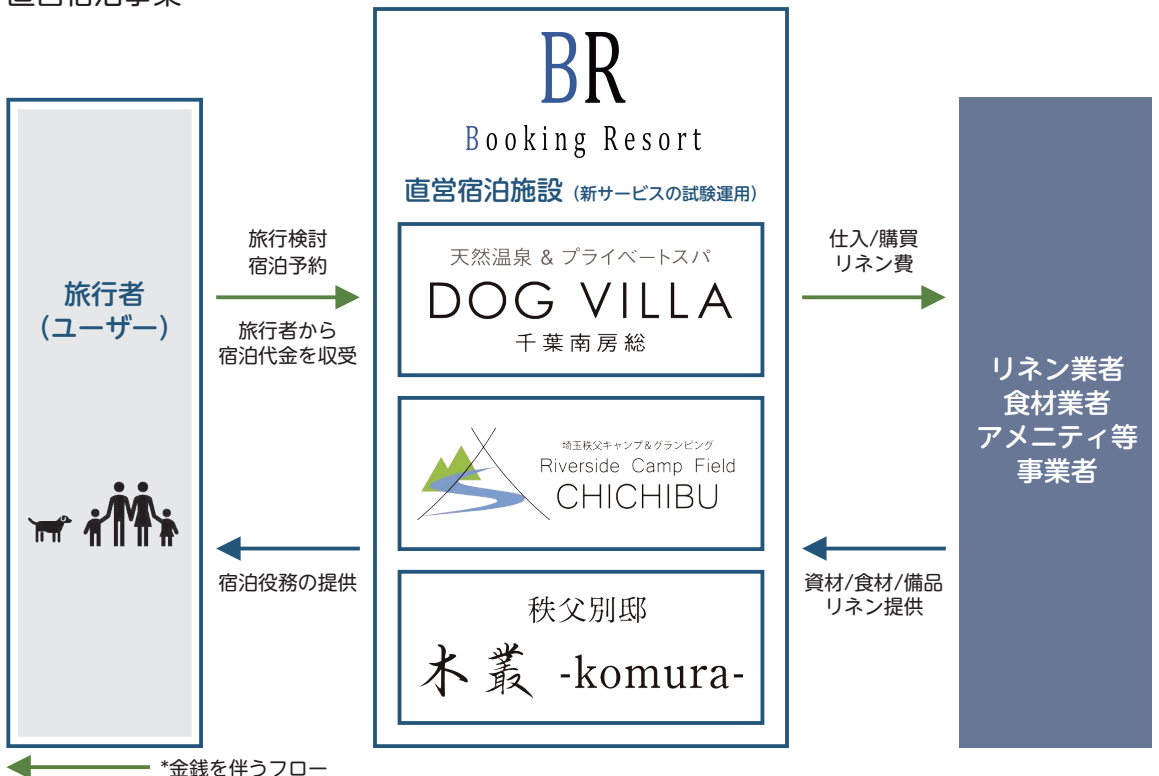
3. 事業系統図

当社における事業系統を図で表すと、以下のとおりであります。

集客支援事業



直営宿泊事業



4. 当社の特徴・強み

集客支援事業において、当社は主に以下の3つの役割を果たしております。

集客支援

旅行者（ユーザー）に対しプロモーションを掛けて旅行そのものの動機を創出し、予約プラットフォーム及び施設個別の予約サイトに誘導するマーケティングを行っております。予約プラットフォームだけでなく施設個別の予約サイトについても当社が制作・運営することで、予約プラットフォームと施設個別の予約サイトをシームレスに繋げることができ、検索エンジンでのSEO対策並びに修正及び変更を即時に行える体制を構築しております。

運営支援

プランの設定及び人員配置等の施設運営に関するノウハウや直営宿泊施設の運営により蓄積された成功事例・失敗事例の提供、仕入先や取引業者の選定に関する助言、予算実績の進捗管理等、継続性のある支援を行っております。

開発支援

掲載施設の事業計画の策定やコンセプト設計、設備計画、運営方法の立案、旅行者（ユーザー）の目に留まりやすいソフトコンテンツ開発等、新たな施設の開業や既存施設の魅力造成を支援するコンサルティングを行っております。

5. 対処すべき課題

新たな予約プラットフォームの創出

集客支援事業において、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、更なる成長を遂げるためインバウンド需要を取り込む海外向け予約プラットフォームの展開が必要であると考えております。

海外へ向けた新規の予約プラットフォームを早急に整備し、インバウンドユーザーの会員化を行うなど、集客支援事業の拡大を狙ったインバウンド向けの集客支援事業を始動させることが必要であると考えております。

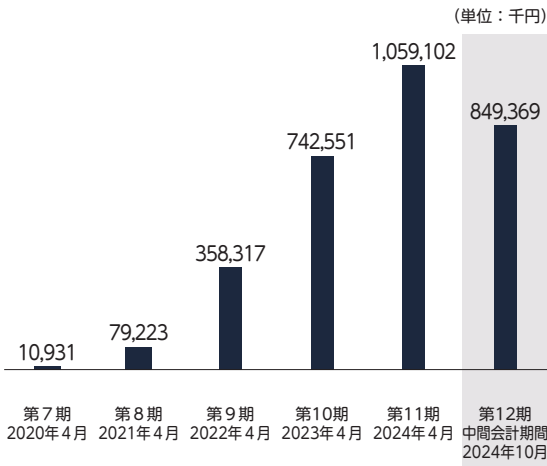
提供サービスの多様化

施設の後継者不足や運営者不足による経営問題など、現在当社で展開している集客支援サービスの拡大が必要であると考えております。具体的には、施設の運営により深く介入した「運営管理」として人員の手配、旅行者の問い合わせ対応、予約管理業務などを担うことにより、獲得した予約に対し収受している成功報酬手数料（予約獲得高×集客手数料率）に加え、運営管理として手数料を収受するなど、宿泊施設の抱える課題解決を図るとともに集客支援のマネタイズポイントの拡大に取り組んでまいります。

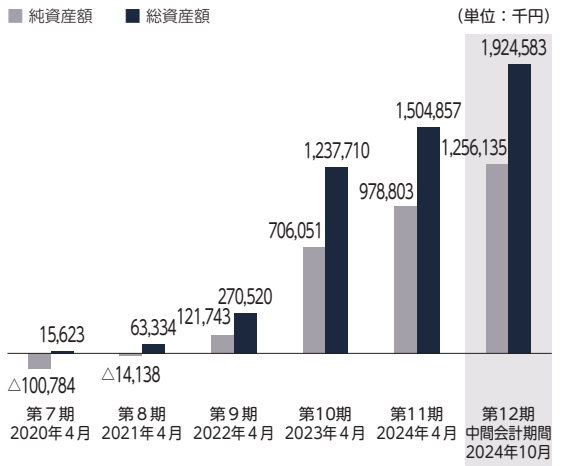
エキスパート人材の採用及び成長

当社が展開する集客支援事業及び直営宿泊事業において、既存領域の更なる成長と新規領域への挑戦を踏まえ、専門性の高い人材の採用及び成長が必要不可欠であると考えております。当社事業の更なる成長のためには、専門性の高い人材の確保が重要と認識しており、今後も社内における研修の充実や優秀な人材の採用強化に取り組んでまいります。

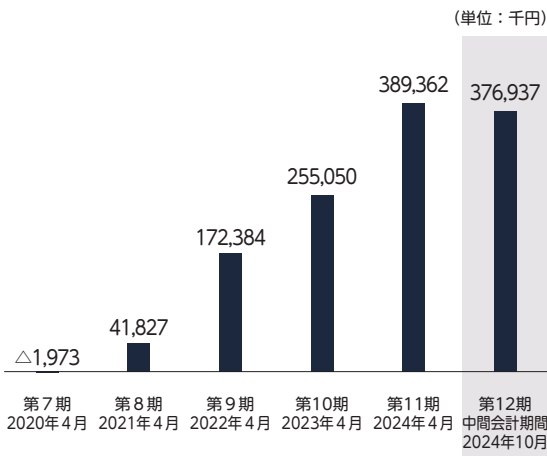
売上高



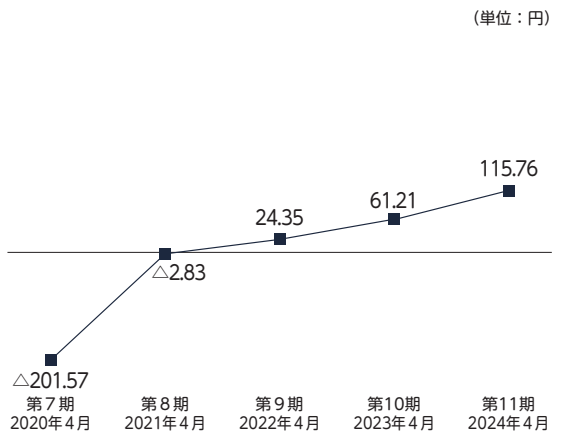
純資産額／総資産額



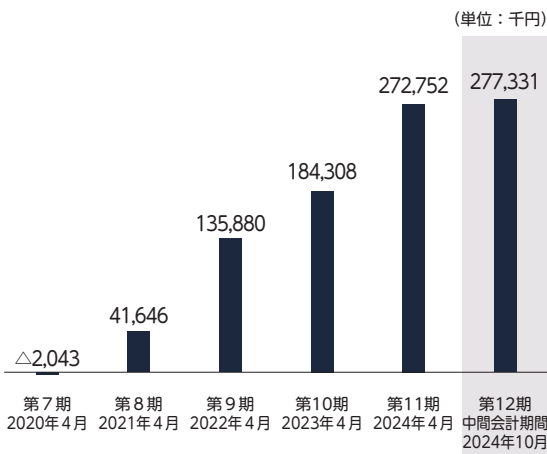
経常利益又は経常損失 (△)



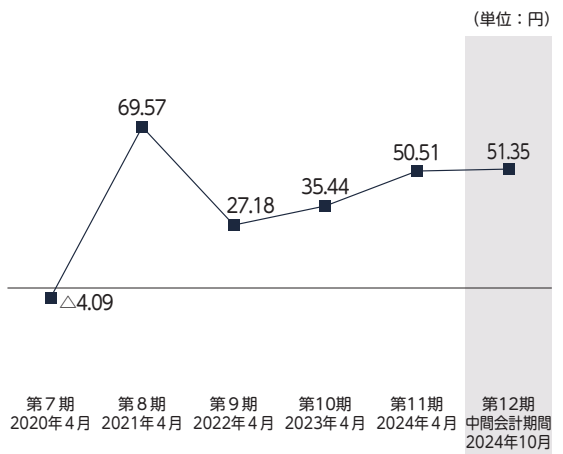
1株当たり純資産額



当期 (中間) 純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期 (中間) 純利益又は1株当たり当期純損失 (△)



(注) 2024年9月8日付で株式1株につき5,000株の分割を行っております。そこで、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	11
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	12
第二部 【企業情報】	15
第1 【企業の概況】	15
1 【主要な経営指標等の推移】	15
2 【沿革】	17
3 【事業の内容】	18
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	22
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	27
3 【事業等のリスク】	28
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	34
5 【経営上の重要な契約等】	39
6 【研究開発活動】	39
第3 【設備の状況】	40
1 【設備投資等の概要】	40
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	41

第4	【提出会社の状況】	42
1	【株式等の状況】	42
2	【自己株式の取得等の状況】	45
3	【配当政策】	45
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	46
第5	【経理の状況】	57
1	【財務諸表等】	58
第6	【提出会社の株式事務の概要】	95
第7	【提出会社の参考情報】	96
1	【提出会社の親会社等の情報】	96
2	【その他の参考情報】	96
第四部	【株式公開情報】	97
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	97
第2	【第三者割当等の概況】	101
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	101
2	【取得者の概況】	102
3	【取得者の株式等の移動状況】	103
第3	【株主の状況】	104
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年1月17日
【会社名】	株式会社ブッキングリゾート
【英訳名】	Booking Resort Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 坂根 正生
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区梅田二丁目6番20号15階
【電話番号】	06-6147-5481
【事務連絡者氏名】	取締役 今井 裕二
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区梅田二丁目6番20号15階
【電話番号】	06-6147-5481
【事務連絡者氏名】	取締役 今井 裕二
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 306,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,358,400,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 257,760,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2025年1月17日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2025年2月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受による
売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、214,800株を上限として、SMB C日興証券株式会
社が当社株主であるエス・エヌ・ホールディングス有限会社(以下、「貸株人」という。)より借り入れる当
社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オ
ーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オ
ーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- これに関連して、当社は、2025年1月17日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売
出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式214,800株の新規
発行(以下、「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2025年2月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は2025年2月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	300,000	306,000,000	165,600,000
計(総発行株式)	300,000	306,000,000	165,600,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2025年1月17日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2025年2月13日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は360,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年2月14日(金) 至 2025年2月19日(水)	未定 (注) 4	2025年2月20日(木)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、2025年2月4日に仮条件を提示する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年2月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年2月4日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年2月13日に決定される予定の発行価格、引受価額は各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2025年2月13日に決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2025年2月21日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 申込み在先は、2025年2月5日から2025年2月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 京都支店	京都府京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
西村証券株式会社	京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町65番地		
計	—	300,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、2025年2月4日に決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年2月13日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
331,200,000	10,000,000	321,200,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額321,200千円に本第三者割当増資の手取概算額上限236,309千円を合わせた、手取概算額合計上限557,509千円については、①新規の直営宿泊施設開業費及び②広告宣伝費に充当する予定であります。

①及び②の具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① 新規の直営宿泊施設開業費

当社では、自社で運営する予約プラットフォームである「リゾートグランピングドットコム」及び「いぬやど」の掲載施設に対し、集客支援の一環として、運営ノウハウの提供等の施設運営に関するコンサルティングを実施しており、より有用・有効なコンサルティングサービスを提供するための施策・ノウハウを獲得する目的で、直営宿泊施設「ドッグヴィラ千葉南房総」及び「秩父リゾート」を保有しております。

今後、対象とする掲載施設をさらに広げ、インバウンド旅行者の予約獲得を見込む掲載施設の課題解決も行うため、インバウンド事業におけるノウハウ獲得を目的としたインバウンドホテルの開業を計画しており、不動産取得費用及び内装リフォーム費用等の一部として500,000千円(2026年4月期500,000千円)を充当する予定であります。

② 広告宣伝費

当社は、「リゾートグランピングドットコム」及び「いぬやど」並びに各掲載施設の知名度及びブランド力を向上させることにより、新規ユーザー(各掲載施設を利用する旅行者)及び各予約プラットフォームへの新規掲載を望む宿泊施設の獲得を加速させることができると考えております。

そのため、「リゾートグランピングドットコム」及び「いぬやど」並びに各施設個別の予約サイトの認知拡大に向けた広告宣伝費として2026年4月期に残額を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注)設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2025年2月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,132,000	1,358,400,000	京都府京丹後市大宮町口大野88番地 株式会社にしがき 410,000株 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 株式会社デジタルストレージ 205,000株 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 エス・エヌ・ホールディングス有限会 社 170,000株 兵庫県豊岡市若松町11番3号 株式会社ゆめゆめらいふ 50,000株 大阪府摂津市島飼新町1丁目1番26号 エスオール株式会社 30,000株 京都府京都市左京区田中飛鳥井町41番 地1 株式会社なかむら 30,000株 東京都練馬区向山四丁目1番1号 株式会社B&V 25,000株 東京都練馬区向山四丁目1番1号 株式会社B&Vホールディングス 25,000株 東京都練馬区向山四丁目1番1号 日本商事株式会社 25,000株 大阪府大阪市北区豊崎五丁目6番2号 北梅田大宮ビル6階 クローバーラボ株式会社 25,000株 山梨県甲府市中央1-7-15 株式会社古名屋 20,000株 福岡県北九州市八幡東区東田一丁目3 番15号 日乃出食品株式会社 20,000株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
				大阪府大阪市中央区北浜1-1-14 北 浜一丁目平和ビル6階 シイエスピーク株式会社 18,000株
				兵庫県西宮市 田中 裕之 15,000株
				大阪府豊中市 小山 力也 15,000株
				大阪府茨木市五日市緑町5-21 株式会社ナカモト 10,000株
				福岡県行橋市宮市町5-24 ハイライフ サクセス1階 KOGAホールディングス株式会社 10,000株
				千葉県長生郡一宮町東浪見36番1号 ベイビーブレイン株式会社 10,000株
				大阪府東大阪市小若江2丁目5番4号 シーズコーポレーション有限公司 5,000株
				広島県広島市中区立町2番23号 野村 不動産広島ビル 株式会社f.f. Vacation House 5,000株
				東京都品川区東五反田5-22-37 株式会社J S フーズ 5,000株
				静岡県裾野市須山2255番2656 株式会社資産対策研究所 4,000株
計(総売出株式)	—	1,132,000	1,358,400,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 2月14日(金) 至 2025年 2月19日(水)	100	未定 (注) 2	引受人の本 店及び全国 各支店	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株 式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年2月13日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	214,800	257,760,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	214,800	257,760,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の手続き等「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
 5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 2025年 2月14日(金) 至 2025年 2月19日(水)	100	未定 (注) 1	SMB C日興 証券株式会社 の本店及び全 国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、214,800株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下、「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下、「グリーンシュエアプション」という。)を、2025年3月21日を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2025年3月21日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2025年2月13日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2025年1月17日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 214,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)2
(4)	払込期日	2025年3月26日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、2025年2月4日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2025年2月13日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人であるエス・エヌ・ホールディングス有限会社、売出人である株式会社B&V、株式会社B&Vホールディングス、日本商事株式会社、シイエスピーク株式会社及び株式会社資産対策研究所並びに当社株主である株式会社グランシーズ、村上真之助、株式会社ジョー・コーポレーション、富士五湖エンジニアリング株式会社、株式会社グルーヴ、株式会社キャプテンライン、三方圭一、株式会社luana、株式会社シュ克蘭、株式会社ゲンバカンリシステムズ、株式会社ディーエス、MRDホールディングス株式会社、株式会社日本介護医療センター、株式会社イー・エヌ・ジー、株式会社AsoboLabo、吉野建設株式会社、株式会社サンゲリオン、加藤智麗、株式会社LUCKE L、コーエイホールディング株式会社、株式会社ジェイトラスト、株式会社フローレンス、株式会社ビバック、株式会社善太、真城暹生、株式会社NKD、中村友則、溝落和子、藤井久司、藤井裕也、今井剛、株式会社加々見工務店、株式会社スペース、アニオ企画有限会社、清水くみ子、株式会社ARKS JAPAN、高間健太郎、藤井佳子、株式会社p.b.V及び株式会社喜びフーズは、SMB C日興証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2025年8月19日までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月
売上高 (千円)	10,931	79,223	358,317	742,551	1,059,102
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,973	41,827	172,384	255,050	389,362
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△2,043	41,646	135,880	184,308	272,752
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	5,000	50,000	50,000	100,000	100,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	100	1,000	1,000	1,000	1,000
A種種類株式	—	—	—	80	80
純資産額 (千円)	△100,784	△14,138	121,743	706,051	978,803
総資産額 (千円)	15,623	63,334	270,520	1,237,710	1,504,857
1株当たり純資産額 (円)	△1,007,848.43	△14,138.09	121,743.11	61.21	115.76
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△20,435.26	347,850.41	135,880.59	35.44	50.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△645.1	△22.3	45.0	57.0	65.0
自己資本利益率 (%)	—	—	252.6	44.5	32.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	123,279	496,981
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△560,678	△463,633
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	745,068	△123,929
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	348,362	257,782
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用数〕 (名)	— 〔—〕	4 〔—〕	6 〔—〕	20 〔0〕	28 〔0〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. A種種類株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、第10期及び第11期の1株当たり純資産額の算定にあたって、A種種類株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第7期及び第8期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため、記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第7期から第9期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 主要な経営指標等のうち、第7期から第9期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
10. 第10期及び第11期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、清友監査法人により監査を受けておりますが、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、監査を受けておりません。
11. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の()外書きは、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人数であります。
12. 当社は、2024年8月14日開催の取締役会決議により、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
13. 2024年9月8日付で株式1株につき5,000株の分割を行っております。
 そこで、日本取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
 なお、第7期、第8期及び第9期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、清友監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月
1株当たり純資産額 (円)	△201.57	△2.83	24.35	61.21	115.76
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△4.09	69.57	27.18	35.44	50.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

株式会社ブッキングリゾート(以下、「当社」といいます。)は2013年5月、インターネットを利用した情報処理・情報提供サービスを目的として、親会社であるエス・エヌ・ホールディングス有限会社(以下、「親会社」といいます。)の100%子会社として設立いたしました。親会社は、グループ内に食品スーパー事業及び会員制別荘事業等を営む株式会社にしがきを有し、当社創業者である代表取締役の坂根正生も、株式会社にしがきの子会社である株式会社レジタイズ(現、株式会社デジタルストレージ)に在籍していた際に、株式会社にしがきを含む親会社グループが保有するリゾートマンションや別荘等を対象とした会員(オーナー)獲得・集客業務を担っておりました。

また、当社設立後も株式会社レジタイズに在籍しながら事業を模索し、親会社グループが運営する宿泊施設の集客業務に携わる中で蓄積したマーケティング、販売促進及び予約サイト構築等のノウハウを活かして全国の宿泊施設運営者が抱える課題を解決できると確信し、親会社グループ外のリゾート施設を対象とした集客支援事業を開始することといたしました。当社設立以降の主な沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
2013年5月	兵庫県神戸市中央区に株式会社サカネット(資本金5,000千円)を設立 経営者へのインタビューメディア事業を開始
2015年11月	親会社グループが所有する本社ビルの売却に伴い、本社を大阪府大阪市北区梅田二丁目6番20号15階に移転
2019年6月	集客支援事業を開始し、グランピング施設及びリゾートヴィラ等、リゾート施設に特化した予約プラットフォーム「リゾートグランピングドットコム」を開設
2019年10月	株式会社ブッキングリゾートに商号変更
2023年2月	直営宿泊事業を開始し、ドッグヴィラ千葉南房総(千葉県南房総市)を開業 ペットツーリズムに特化した予約プラットフォーム「いぬやど」を開業
2024年4月	直営宿泊施設「RIVERSIDE CAMP FIELD CHICHIBU」(埼玉県秩父市)を開業
2024年7月	直営宿泊施設「秩父別邸 木叢-komura-」(埼玉県秩父市)を開業

3 【事業の内容】

当社は、「宿泊業界をUP DATEする」という企業理念を掲げ、顧客である掲載施設の魅力を引き出し、旅行者(ユーザー)に適切にPRすることで、掲載施設の売上を最大化することを目的としております。「宿泊すること」よりも「宿泊・滞在自体を楽しむこと」をコンセプトとしており、単に寝泊りするだけの施設ではなく、滞在自体が旅行の目的となるような施設づくりを支援しております。また、特色ある宿泊施設を多数掲載する魅力的な予約プラットフォームを旅行者(ユーザー)に提供することで、顕在化したニーズのみならず潜在的なニーズも掘り起こしてまいりたいと考えております。

当社は、集客事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、提供するサービスによって、予約プラットフォームの運営や掲載施設へのコンサルティングを行う「集客支援事業」と、施設運営上のノウハウ獲得を目的として直営宿泊施設を運営する「直営宿泊事業」の2つに区別しております。

(1) 集客支援事業

集客支援事業では、掲載施設の売上最大化を目的に、旅行者(ユーザー)の特定のニーズに特化した予約プラットフォームを運営するとともに、掲載施設に対する開業サポート、ブランド設計、施設個別の予約サイトの構築、PR広告の運用など、開業支援から開業後の集客支援まで一貫して行うコンサルティングサービスを提供しております。

当社は、集客支援事業を通じて主に以下の3つの役割を果たしております。

① 集客支援

旅行者(ユーザー)に対しプロモーションを掛けて旅行そのものの動機を創出し、予約プラットフォーム及び施設個別の予約サイトに誘導するマーケティングを行っております。予約プラットフォームだけでなく施設個別の予約サイトについても当社が制作・運営することで、予約プラットフォームと施設個別の予約サイトをシームレスに繋げることができ、検索エンジンでのSEO対策並びに修正及び変更を即時に行える体制を構築しております。

② 運営支援

プランの設定及び人員配置等の施設運営に関するノウハウや直営宿泊施設の運営により蓄積された成功事例・失敗事例の提供、仕入先や取引業者の選定に関する助言、予算実績の進捗管理等、継続性のある支援を行っております。

③ 開発支援

掲載施設の事業計画の策定やコンセプト設計、設備計画、運営方法の立案、旅行者(ユーザー)の目に留まりやすいソフトコンテンツ開発等、新たな施設の開業や既存施設の魅力造成を支援するコンサルティングを行っております。

集客支援事業の大きな特徴は、旅行者(ユーザー)の特定のニーズに特化した予約プラットフォームを運営し掲載施設のプロモーションを行うとともに、掲載施設に対して運営・開発上のコンサルティングサービスを提供していること及びそれらのサービスを成功報酬型の料金体系で提供していることにあります。

予約プラットフォームは、アウトドアでありながら高級感があり、設備の整った環境で快適に過ごせる施設(以下、「グランピング施設」という。)及び客室内でゆっくりと過ごせる1棟貸しのリゾートヴィラなど宿泊が旅行の目的となる滞在型の施設(以下、「リゾート施設」という。)を掲載する「リゾートグランピングドットコム」並びにペットツーリズム(ペット同伴旅行)に対応した施設を掲載する「いぬやど」を運営しております。「いぬやど」では、リピート獲得を目的とした会員限定の予約プラン等を発信するため会員制度を導入しており、2024年11月末日現在の会員数は5.2万人を超えております。

当社の顧客の多くは、施設当たりの客室数が6～7室程度の比較的小規模な宿泊施設であり、様々な形態の宿泊施設を総合的に掲載する予約サイトの中では埋没しやすく、キャンペーン等による値引きや広告宣伝費のコスト負担が大きくなる傾向にあります。当社は、予約プラットフォームを旅行者(ユーザー)の特定のニーズに特化させ、ピンポイントで訴求することで、集客効果の最大化を図っております。

また、施設個別の予約サイト制作費用、アクセス数増加のためのPR費用、施設運営・開発についてのコンサルティング費用等を当社が負担し、当社予約プラットフォーム又は施設個別の予約サイトを通じて獲得した宿泊予約売上のみ集客手数料が発生するという成功報酬型の料金体系を採用することで、掲載施設側の初期コストを低減し、売上が十分でない開業前の宿泊施設や経営難に陥った宿泊施設であっても利用しやすいサービスとしております。成功報酬型の料金体系は、掲載施設に売上が立たない限り当社にも売上が立たないという利害の一致を生み出し、掲載施設と深い信頼関係を築くことを可能としております。

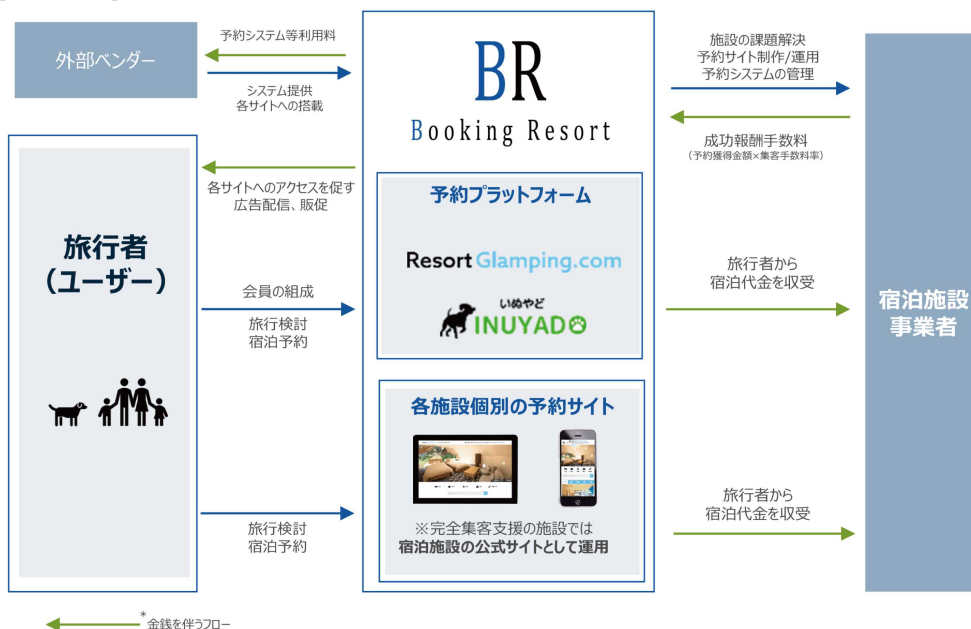
集客支援事業における契約形態には「集客支援」と「完全集客支援」の2種類があります。

集客支援の掲載施設に対しては、販路の1つとして当社予約プラットフォームに施設を掲載いただき、旅行者(ユーザー)に施設の情報を提供することで掲載施設の認知拡大に貢献しております。完全集客支援の施設に対しては、予約販路を当社に一任いただく代わりに、予約プラットフォームへの掲載に加えて、施設個別の予約サイトの構築、プラン作成等の運営支援、コンセプト設計等の開発支援等を一貫して行っており、施設自体の魅力造成や日常的に生じる課題の解決を支援し、掲載施設の売上最大化に貢献しております。

なお、2024年11月30日現在における、集客支援と完全集客支援の掲載施設数及び掲載客室数の内訳は以下のとおりであります。

契約形態	掲載施設数		掲載客室数	
	施設数	割合	客室数	割合
集客支援	135施設	39.1%	1,096室	48.0%
完全集客支援	210施設	60.9%	1,188室	52.0%
合計	345施設	100.0%	2,284室	100.0%

【事業系統図】



(2) 直営宿泊事業

直営宿泊事業では、複数の直営宿泊施設を運営しております。

集客支援事業同様、観光や保養を目的とする旅行者(ユーザー)をターゲット顧客としておりますが、当社が直営宿泊施設を運営する目的は、施設運営上の成功事例・失敗事例を蓄積し、集客上有用なノウハウを獲得することにあります。

2023年2月に直営施設「ドッグヴィラ千葉南房総」を開業し、その後新たな形態の宿泊施設に関するノウハウを獲得することを旨として2024年4月に直営施設「RIVERSIDE CAMP FIELD CHICHIBU」、2024年7月に同施設に併設する「秩父別邸 木叢-komura-」を開業し、複合施設「秩父リゾート」として運営しております。

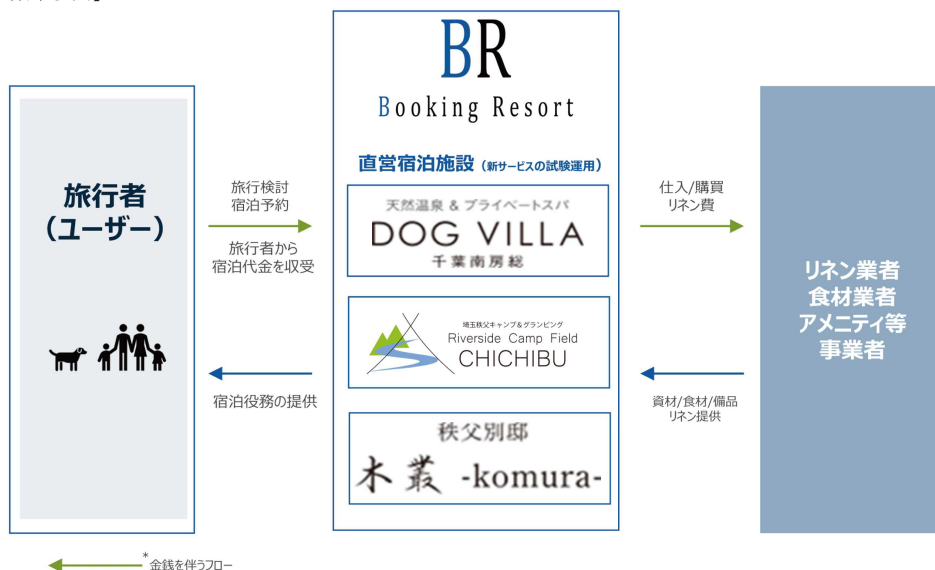
直営宿泊施設では、旅行者(ユーザー)は勿論のこと施設運営にかかわる関係者の貴重な声を直接聞くことができる場であり、ニーズの察知、予約獲得に有用な新サービスの試験的な導入、コスト削減に向けた効率的な運営方法の構築、設備・備品の仕入れ業者との繋がりを得ること等に役立てております。

「ドッグヴィラ千葉南房総」では高まるペットツーリズム需要に対応するべく、「いぬやど」会員の創出やペットオーナーのニーズに応える新サービスの試験的な導入等を行っております。宿泊される旅行者(ユーザー)に対して新サービスやペット用アメニティ、ペット用フード、その他のアイテムをいかにPRしていくかを試行錯誤し、成功事例と失敗事例を蓄積して集客支援事業のコンサルティングに活かしております。

「秩父リゾート」では、自由に滞在方法を選んで宿泊できる複合型のアウトドアリゾートを運営しております。具体的には、どんな客層、人数でも使いやすい、誰にも気兼ねせず自由に過ごせるプライベート空間を備えた連棟型のプライベートヴィラ、アウトドアニーズに応えるキャンプフリーサイト、トレーラーを利用したグランピングサイトを用意しております。そして、集客支援事業に活用するために、初期コストを抑える施設設計や制限のある土地での施設開業手法など開発面のノウハウを蓄積し、運営面ではドッグヴィラ千葉南房総同様、旅行者(ユーザー)のニーズを直接拾い、新サービス、ニーズの高い備品及び設備等を導入することでリピート獲得を進め、掲載施設の売上最大化を支援するためのノウハウ蓄積を行っております。

直営宿泊施設で得られた知見を集客支援事業における提案内容に活かすことで、掲載施設の運営者に対してより実効性の高い提案を行っております。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) エス・エヌ・ホールディ ングス有限会社	京都府京丹後市大 宮町口大野88番地	10,000	会員制ジムの 運営	(64.8)	—

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35 (4)	32.7	1.4	3,725

事業区分の名称	従業員数(名)
集客支援事業	17
直営宿泊事業	13 (4)
全社(共通)	5
合計	35 (4)

- (注) 1. 当社は「集客事業」の単一セグメントであるため、事業区分別の従業員数を記載しております。
 2. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の()外書きは、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人数であります。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 最近日までの1年間において従業員数が12名増加しております。主として事業拡大に伴う採用によるものであります。
 5. 全社(共通)は、経理及び総務等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 提出会社における管理職に占める女性従業員の割合及び採用した従業員に占める女性従業員の割合

2024年11月30日現在

管理職に占める 女性従業員の割合(%) (注) 1	採用した従業員に占める 女性従業員の割合(%)
80.0	62.5

- (注) 1. 当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないものの、任意で直近1年間の実績を記載しております。
 2. 当社は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異の記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「宿泊業界をUP DATEする」という企業理念を掲げ、宿泊業界で当たり前となっている「常識」をアップデートし、新たな「常識」を創り出すことを目指しております。「宿泊すること」よりも「宿泊・滞在自体を楽しむこと」をコンセプトとしており、宿泊施設での滞在自体が旅行の目的となるような施設づくりを支援し、それを旅行者(ユーザー)に適切にPRすることで、宿泊施設の売上最大化を図っております。

当社は、的確な施設情報や地方に潜在するコンテンツを一般消費者である旅行者(ユーザー)に届けるBtoC(一般消費者向け)の領域、施設の多様な課題をともに解決するべく施設運営者の支援を行うBtoB(企業間取引)の領域、この2軸を同時に行っており、以下の点に特徴があります。

① 旅行者(ユーザー)への効果的なPRによりサイトへのアクセスを誘導するマーケティング

ノウハウを持つ当社従業員が施設運営者に代わって掲載施設のPRを行うことで、掲載施設のマーケティングコストを削減し、施設運営者が施設運営に集中できる環境づくりをサポートしております。また、当社内にWebサイト制作チームを携え、検索エンジンに対するキーワード対策やアクセスの集中しやすいページの分析を行うことで、旅行者(ユーザー)が宿泊先に抱く不安要素(設備、持ち物、アクセス等)を可能な限り洗い出し、対策を行っております。これにより、サイト到達から予約獲得までのアプローチをストレスなく完了できるようデザインしております。

② 集客支援事業における掲載施設へのコンサルティングサービスの提供

当社は、宿泊施設の運営ノウハウを掲載施設に提供するとともに、人員配置、施設設備及び集客に寄与する施設のソフトコンテンツ創造を包括して提案・サポートすることで、施設開業から運営まで一貫してコンサルティングできることを特徴としております。一般消費者の目に留まりやすいソフトコンテンツの開発及び魅力造成等を掲載施設と協議しながら進め、掲載施設のWebサイトへ反映することで、旅行者(ユーザー)が行ってみたいと思える旅先を創り出し、予約獲得へと繋げております。これらのコンサルティングサービスを無償で行うことで、掲載施設の売上最大化を図っております。

③ 直営宿泊施設の運営

当社は、掲載施設が抱える課題は実際に宿泊施設を運営している事業者でないとの確に把握できないものであると考えております。掲載施設への改善や提案を行う上で、コンサルティングサービスを提供する当社が同様の宿泊施設の運営者であることは非常に重要な要素であり、運営面におけるヒト・モノ・カネの課題について実体験のある当社に対して相談することができる、という点は顧客から大きな信頼を得ております。

直営宿泊施設では、集客支援事業に転用できる予約獲得のためのソフトコンテンツ、施設設計ノウハウ、運営ノウハウ等を蓄積することに重きを置き、掲載施設の宿泊施設運営上の課題点を洗い出し、予約獲得のために旅行者(ユーザー)に訴えかけることができる魅力を造成する場としております。また旅行者(ユーザー)の声が直接聞ける場として、ニーズの察知、予約獲得に有用な新サービスの試験的な導入、設備や備品の仕入れ業者との関係構築等、掲載施設に対しノウハウの提供を行うことに役立てております。

直営宿泊施設では、集客支援事業のターゲットとなる市場に焦点を当て、ドッグヴィラ千葉南房総では「ペットツーリズム」「リゾート施設」を、「秩父リゾート」では「アウトドア」「リゾート施設」をテーマとしております。この市場で独自の予約プラットフォームを構築し、集客支援事業の新規顧客の取り込みを図っております。

(2) 中期的な会社の経営戦略

宿泊業界は、コロナ禍という外的要因により、拡大を続けたグランピング施設とニーズが減少したホテルや旅館施設とに二極化していましたが、現在は旅行に対する需要も回復し、宿泊を伴った旅行が戻りつつある状況にあります。当社においては、現在は顧客からの問い合わせへの対応が中心となっているところ、今後は人材を投入し積極的な営業を展開することで、グランピング施設やリゾートヴィラのみならずリゾートホテルや高級旅館も対象とした集客支援事業の更なる拡大を行うとともに、通常の旅館やホテルをリブランドし、高単価の高級旅館へ引き上げる施策などを検討しております。国内の宿泊施設数が68,000軒(注1)を超える中で、後継者問題や集客面に課題を抱える旅館及び小規模ホテルも存在するなど、当社事業の開拓余地が十分あるものと考えております。

集客支援事業においては、旅行者(ユーザー)の動向にも注視し、多様化する旅行形態に対応するべく、宿泊施設に求められる要素の早期把握と旅行者(ユーザー)への提案力を強化するとともに、新規に掲載を望む宿泊施設及び旅行者(ユーザー)の獲得には、費用対効果を鑑みながら必要な広告宣伝費を投下することで獲得数の最大化を図ってまいります。

また、直営宿泊事業においては、引き続き施設の売上最大化を図る一方、旅行者(ユーザー)に対するコンテンツのテストを重ね、集客支援事業の予約獲得に有用な施策の創出、設備の検討、会員制度の創出を行い、集客ノウハウの強化と当社の人材の成長を図り、掲載施設の売上最大化と当社の企業価値向上を目指してまいります。

注1「観光庁 宿泊旅行統計調査(2023年・年間値(確定値))」

(3) 経営環境

現在、当社が集客支援事業において対象としているリゾート施設について、当社は「宿泊滞在という体験を目的とする施設」「目的地化した宿泊施設」「自由滞在型の宿泊施設」と位置付けております。

2020年末から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、接触の少ない旅行形態としてアウトドアが見直され、グランピングというキーワードを冠した宿泊施設が急速に拡大するとともに、「グランピング」がメディアの後押しを受け一般名詞化し、グランピング市場が急速に拡大しました。

2021年から中小企業庁が実施している、ポストコロナ時代における新市場進出及び事業や業種の転換を目的とした中小企業等への支援「事業再構築補助金」の第1回から第10回の採択結果によると、「グランピング」をキーワードとした新規事業進出は802件、また「アウトドア」及び「リゾート」を含めると1,872件もの新規事業が採択され、集客支援事業の対象とする市場の拡大に寄与いたしました(注1)。

また国内旅行及び宿泊については、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった2019年と比較し2023年の日本人国内旅行消費額(宿泊旅行)は伸長しており、コロナ以前を上回る水準まで回復を見せております(注2)。

2023年度末時点での旅館業取得事業所数は92,947施設(注3)にのぼり、コロナ禍の中でもグランピング施設や1棟貸の宿泊施設等(リゾートヴィラ等)の簡易宿所営業を取得する施設の増加が要因となり、毎年施設の増加が見受けられます。

グランピング市場は、国内旅行市場における規模が拡大しているとはいえ、まだまだ一端を担っている程度に収まり、小さなシェアであることがうかがえることから、既存のコテージやバンガロー、キャンプ場からグランピング施設への転換、ホテルや旅館の遊休地を活かしたグランピング施設の展開がまだまだ行われるものと考えております。その一方で、一般名詞化の進んだグランピングというジャンルは、更なる市場規模の拡大や施設の増加と競争、市場内での淘汰も予見され、宿泊形態や名称が変化していくことは予測されますが、自由滞在型の宿泊形態は今後も引き続き需要が見込める市場であると考えております。

海外から日本への訪日旅行市場、インバウンド市場の規模についてもコロナ禍の落ち着いた2023年を目処に復調の兆しを見せており、現状では国外旅行者の需要が多い主要都市圏(東京、大阪、京都)に集中しているものの、複数回目の来日者や、国内で長期滞在をする国外旅行者の滞在先の1つとして、地方のリゾート施設が選ばれる傾向もあり、大きな潜在市場規模を持っていると考えております。

2023年から当社が手掛けている「いぬやど」では国内のペットツーリズム市場(ペット同伴旅行市場)を対象として事業展開しております。2023年度末時点で600万頭を超える犬の登録があり(注4)、家計におけるペット関連の支出は上昇傾向を示しております(注5)。それに伴い、ペット同伴旅行の需要も非常に高まっていることが推測されます。

また、2023年の1年間に旅行に行かなかった方へのアンケートによると、旅行の阻害要因として「ペットがいる」ことを挙げる方が18.2%となっております(注6)。ペットを飼っているが旅行に行きたい、旅行に行きたいのでペットを飼わない、という両者の望みを叶えるものがペット同伴旅行であり、大切な家族の一員であるペットを特別なお客様として迎え入れることができるペットファーストな宿泊施設という形態は拡大の余地があると考えられます。現在、多くの宿泊施設がペット同伴可能な施設へと転換しており、ホテルや旅館においても同様に施設の転換が行われております。当社の集客支援サービス「いぬやど」では、需要の高まるペット同伴旅行をターゲット市場として考えております。

注1 「中小企業等事業再構築促進事業 各回補助金交付候補者の採択結果」

注2 「観光庁 旅行・観光消費動向調査(2023年・年間値(確定値))」

注3 「厚生労働省 令和5年度衛生行政報告例」

注4 「厚生労働省 都道府県別の犬の登録頭数と予防注射頭数等(平成26年度～令和5年度)」

注5 「総務省統計局 家計調査(2020年～2023年)」

注6 「公益財団法人日本交通公社 旅行年報2024」

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社の集客支援事業における大きな特徴として、施設個別の予約サイト制作費用、PR費用、コンサルティング費用等を当社が負担し、獲得した予約獲得高に応じた成功報酬型の料金体系を採用していることが挙げられます。そのため、掲載施設の予約獲得高の合計である流通総額を増大させることが、当社売上高の継続的な成長に繋がります。また、当社の費用負担が先行するビジネスモデルであるため、適正かつ効率的な経費使用の下に利益を確保することが重要となります。

そこで当社は、「売上高成長率」、「経常利益率」、「自己資本利益率(ROE)」、「自己資本比率」を財務上の重要な経営指標とし、「サイトユーザー数」、「掲載客室数」、「予約獲得件数」、「平均客室単価(ADR)」を事業上の重要な経営指標として考えております。

① サイトユーザー数

「サイトユーザー数」は、当社が運営する予約プラットフォーム及び施設個別の予約サイトに訪問した1日あたりのユーザー数を表しております。この指標は、予約獲得件数の基礎となるもので、サービスの普及度や旅行者(ユーザー)の利用動向を示すものであります。

② 掲載客室数

「掲載客室数」は、当社が運営する予約プラットフォーム上で掲載している施設の客室数を表しております。集客支援を行っている取引先は全て当社予約プラットフォームに掲載しているため、この指標は予約獲得件数の基礎となるものであり、市場の当社占有率を測るものであるとともに、旅行者(ユーザー)が安心して宿泊予約を行える予約プラットフォームであることを示すものであります。掲載客室数の増加は当社の認知度を高め、契約の新規獲得に繋がる要因となっております。

③ 予約獲得件数

「予約獲得件数」は、当社が予約プラットフォーム上で取り扱う客室数のうち、実際に予約を獲得した客室数を表しております。この指標は、当社のPR活動や施設個別の予約サイトの設計、SEO活動等により影響を受け、効果的なPR活動及びサイト構築が行われているかを示すものであります。

④ 平均客室単価(ADR)

「平均客室単価(ADR)」は、客室あたりの平均販売単価を表しております。掲載施設の商圏や設備レベル、提供するサービス、キャンペーン等により影響を受けます。

事業上の重要な経営指標について、各指標の足元の推移は以下のとおりであります。

サイトユーザー数は当社サービスの認知度及び掲載施設数の変動が主な推移理由であります。ただし、リゾート施設特化であることから季節による変動は避けられず、夏場に急増する傾向がある一方、逆に秋～冬にかけては低下が顕著であります。掲載客室数及び予約獲得件数は当社サービスを通じた旅行者（ユーザー）及び掲載施設の変動が主な推移理由であります。平均客室単価は掲載施設の属性及び主に季節に応じた宿泊単価の変動が主な推移理由であります。

期	期間	サイトユーザー数 (期間累計) (千人)	掲載客室数 (期末時点) (室)	予約獲得件数 (期間累計) (件)	平均客室単価 (期間平均) (千円)
2023年4月期	第1四半期	4,518	1,047	23,439	83
	第2四半期	5,781	1,176	37,615	88
	第3四半期	3,591	1,265	22,099	75
	第4四半期	4,417	1,480	24,296	74
	通期	18,309	1,480	107,449	81
2024年4月期	第1四半期	7,575	1,697	29,969	78
	第2四半期	8,732	1,872	44,247	83
	第3四半期	7,212	1,929	27,963	73
	第4四半期	9,596	2,086	32,692	72
	通期	33,117	2,086	134,871	77
2025年4月期	第1四半期	12,626	2,092	39,689	76
	第2四半期	11,046	2,270	56,699	84

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が事業を展開する宿泊業界では、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、社会活動や消費者の行動が正常化に向かう一方、エネルギー価格の高騰及び原材料の高騰、大幅な為替変動など国内経済並びに世界経済の先行きに不透明な状況が継続しております。また、気候変動や高齢化による人口構造の変化、都市化の問題など様々な変化が発生する中、変化により生ずる社会課題を解決するためのサービス、イノベーションが世界中で起きております。

このような経営環境において当社が対処すべき課題は次のとおりであります。

① 新たな予約プラットフォームの創出

当社は、集客支援事業において、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、更なる成長を遂げるためインバウンド需要を取り込む海外向け予約プラットフォームの展開が必要であると考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響緩和及び大幅な為替変動の影響によりインバウンド旅行者が急増する一方、一部の地域を除き旅行先の偏りが見られております。また、国内宿泊施設においては、個々の施設が単独で海外に向けて発信することが難しく、また宿泊施設に対するインバウンド旅行者のニーズを把握することも困難であることなど、インバウンド旅行者の予約獲得に多くの課題が見受けられます。

現在当社サービスにより宿泊予約を行う訪日旅行者は香港・台湾を中心としたアジア圏からの来訪が中心であるところ、インバウンド旅行者に対する宿泊施設の課題解決のため、海外へ向けた新規の予約プラットフォームを早急に整備し、インバウンドユーザーの会員化を行うなど、集客支援事業の拡大を狙ったインバウンド向けの集客支援事業を始動させることが必要であると考えております。

② 提供サービスの多様化

小規模な宿泊施設も多くある中で、施設の後継者不足や運営者不足による経営問題など、現在当社で展開している集客支援サービスの拡大が必要であると考えております。

具体的には、施設の運営により深く介入した「運営管理」として人員の手配、旅行者の問い合わせ対応、予約管理業務などを担うことにより、獲得した予約に対し収受している成功報酬手数料(予約獲得高×集客手数料率)に加え、運営管理として手数料を収受するなど、宿泊施設の抱える課題解決を図るとともに集客支援のマネタイズポイントの拡大に取り組んでまいります。

③ エキスパート人材の採用及び成長

当社が展開する集客支援事業及び直営宿泊事業において、既存領域の更なる成長と新規領域への挑戦を踏まえ、専門性の高い人材の採用及び成長が必要不可欠であると考えております。

既存領域においては、宿泊施設の課題を解決する知識の習得、旅行者(ユーザー)にアプローチするマーケティング能力、旅行者(ユーザー)との接点となるWebサイトや予約プラットフォーム等の操作性を高め予約獲得に貢献するWebサイト制作、直営宿泊施設におけるお客様の満足度向上と独創性のあるサービスの提供等が必要であると考えております。また旅行者(ユーザー)の属性及び利用実績等に応じ、潜在的なニーズを拾い上げ、旅の提案や旅行の目的、旅行の動機付けを当社から働きかけ、旅行機会を創出することができるシステム開発等が必要と考えております。そのためには専門性の高い人材の確保が重要と認識しており、今後も社内における研修の充実や優秀な人材の採用強化に取り組んでまいります。

④ システムの開発

新規の予約プラットフォーム創出に加え、既存の予約プラットフォームについても旅行者(ユーザー)のサイト訪問から予約獲得までのコンバージョン(成約率)を高めるためのシステム開発が必要であると考えております。

具体的には、会員制度やリピーター分析に加え、より個別性の高い旅の提案を行うことができるシステム、閑散期並びに平日の稼働率アップという宿泊業に共通する困難な課題を解決するためのシステム開発に優先的に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取り組み】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する基本方針

当社は、事業を通じて社会課題の解決に貢献する新たな価値を創造し、持続的な成長を目指すサステナビリティ経営の重要性を強く認識しております。またそうした取り組みを行うことにより、当社のリスクの減少及び新たな収益機会にも繋がることを認識しております。当社の事業は「宿泊業界をUP DATEする」という企業理念のもと、人類、社会、経済の持続的な発展に貢献することを基本方針に掲げ、経済価値及び環境・社会価値を追求することにより、持続可能な社会の実現と持続的な発展を目標としております。

当社の事業は国内の宿泊施設を顧客とし、旅行者(ユーザー)にとって目的地となる宿泊施設を創り上げることを目標としております。地域ごとに特色のある食材を使用することで一次産業と連携し、地産地消の持続可能な生産消費形態を確立することや、体験コンテンツを通じて地域の地場産業及び観光業の持続可能な経済成長と雇用を生み出し発展させることができると考えております。

(2) ガバナンス及びリスク管理

当社は、サステナビリティ関連のリスクを監視・管理するため、役員構成の55%(5名/9名)を社外役員が占め、33%(3名/9名)を女性役員が占めるなど、適切な牽制が外部から働き、また多様な視点から当社のリスクを識別する体制を取っております。上記の役員を中心として、サステナビリティに関連するリスク及び機会を識別評価し管理する仕組みとしては、リスク管理委員会や経営会議で討議、協議し、取締役会への報告を行う体制としております。リスク管理委員会においては、企業価値の向上と事業継続のための議論の中で外的要因である気候変動及び自然災害のリスクについても適切に協議を行っております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(3) 人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針

当社は、継続的な事業活動と継続的な成長を目標とし、サステナビリティ経営に取り組んでいくためには、掲載施設に対する営業活動、旅行者(ユーザー)に対するサービス、マーケティング、Webシステムの構築等を行う従業員及び管理部門における優秀な人材の確保・育成、並びに性別、国籍等にとられない多様性のある人材の登用が必要と考えております。採用活動の継続、スケジュールに沿った定期的な社内研修制度、適切な人材配置、人事評価の実施等を行い、更なる組織の強化に努めてまいります。

(4) 指標及び目標

当社は、本書提出日現在において、人材の採用、育成及び社内環境整備に関する数値目標は設定をしておりません。しかし、当社では集客支援事業を行っている国内の宿泊業界において、掲載施設への新たなサービスを継続的に提供していくことがサステナビリティ経営に取り組み続ける上で必要であり、性別、国籍、人種等にとられない多様な人材を確保し育成していくことが重要であると考えております。

また個々の従業員のスキルアップを図り、部門別に専門的知識を学ぶ外部研修をはじめとし、部門ごとの知識の共有、社内勉強会を通じ研修教育体制の一層の充実を図ってまいります。企業の成長と個人のキャリア実現の両立を目指し、安心して働ける職場作りが当社の持続的な発展に必要な不可欠であると認識しております。

当社は、中途採用者や女性の管理職登用率が高い水準にあることから、本書提出日現在においては、構成割合や人数の目標値等は設定しておりません。今後、外国籍の人材登用等、更なる多様性の確保に努めるとともに、中途採用者、女性、外国人等の区分で管理職の構成割合や人数の具体的な目標設定や状況の開示についても検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載しております事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。ただし、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境等について

① グランピング市場の動向について(発生可能性：中、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：中)

当社が提供している予約プラットフォーム「リゾートグランピングドットコム」が属するグランピング市場は、比較的新しい市場ということもあり、ここ数年間順調に成長を続けております。グランピングはコロナ禍を契機として認知・需要が広がり、さらに事業再構築補助金を活用した新規参入によりこの数年は施設数が急激に増加いたしました。同補助金の活用による新規参入は落ち着いてまいりましたが、グランピングの認知度の広がりにより他形態の施設からグランピング市場への参入も期待でき、またその需要は国内にとどまらず訪日客へも期待できると考えております。しかしながら、景気の停滞等の外部要因によって消費者心理が冷え込むことや、新たな規制の導入等、何らかの予期せぬ要因により、市場規模が想定したほど拡大しない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクに対応し、継続的に成長するために訪日客に対応できる施設を開拓してまいります。

なお、当社が対象としているグランピング市場とはラグジュアリーなアウトドア体験が可能な宿泊施設に限定されない、例えば1棟貸しのリゾートヴィラやホテル、さらには旅館では体験できない自由滞在型の施設をも含む市場であります。

② 競合について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：中)

当社の事業領域であるOTA市場(インターネットを介した宿泊予約サイト、オンライントラベルエージェント)、集客の支援を行う販促・マーケティング市場やグランピング市場には、多数の競合企業が存在しております。また、当該事業領域が成長市場であることから、今後更なる新規参入者の流入により、競争が激化する可能性があります。

当社においては、運営する予約プラットフォームに加えて、SNSや雑誌、テレビ等の媒体を利用した集客支援を併せて行っている点や、掲載施設に初期費用が発生しない成功報酬型の報酬体系を採用している点、また宿泊施設や観光施設での勤務経験がある従業員による宿泊施設の運営ノウハウの提供を行っている点により、複合的にサービスを行える点から優位性を持っており、競合他社と差別化できていると考えております。

また、掲載施設の売上最大化を目標に、個々の施設の魅力・特長に応じたマーケティング戦略の立案、損益管理を徹底した広告運用等、掲載施設目線のサービス提供を徹底して行っており、競争優位性を構築できているものと考えております。

しかしながら、将来、他社による同様のサービス展開等により競争が激化した場合には、当社が提供するサービスの優位性が保たれなくなる可能性があります。その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 集客支援事業への法的規制の強化について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：大)

当社は、掲載施設に代わり、旅行者(ユーザー)に対して掲載施設のPRを行い、旅行者(ユーザー)は掲載施設に対して直接予約を行うビジネスモデルのため、当社が直接規制対象となる法規制はございません。しかし、事業の特性上遵守すべき法規として、個人情報の保護に関する法律や、不正アクセス行為禁止等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法等の適用を受けております。このリスクに対応するため社内規程やルールを制定し、その遵守状況を内部監査でチェックしております。

今後、適用を受けている法令の改正や新たな法令の制定等が行われ、又は既存の法令等の解釈に変化が生じた場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容について

① 契約形態によるリスクについて(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：小)

当社の集客支援サービスに対する報酬は、掲載施設が売上を計上した場合に限り生じる成功報酬型の報酬体系を採用しております。これは、当社の行うPR等の集客支援サービスにより、掲載施設が獲得した予約に対して当社が請求を行う契約形態であり、掲載施設が売上を計上しない限り当社に売上は発生いたしません。

そのため、当社は、旅行者(ユーザー)のニーズ分析や集客支援サービスの精度向上、人材採用・教育強化、掲載施設への施策の提案等を行うことで掲載施設の売上増加を図る一方、見込まれた成果が出なかった場合の対応を社内で共有することによりリスクをコントロールしております。

しかしながら、提供する集客支援サービスの効果が想定どおり発現しない場合及びリスクコントロールが機能しなかった場合には、売上及び利益の成長率の低下を招き、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 食品衛生法に関する規制について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：小)

当社が営む直営宿泊事業では、宿泊者に対して飲食物を提供していることから、都道府県が定める食品衛生法施行条例に基づき都道府県知事の許可を受けております。当社は、各施設に食品衛生責任者を配置し、衛生管理に係る教育指導を徹底しております。また、内部監査が食品衛生法に基づき内部監査を実施しておりますが、食中毒を起こした場合等、食品衛生法に抵触した場合、食品等の廃棄処分、営業許可の取消、一定期間の営業停止等を命じられ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 許認可について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：大)

本書提出日現在において、当社の主力事業である集客支援事業は許認可による規制は受けておりません。一方、当社が営む直営宿泊事業では、事業を行うために必要な以下の法令及び規則に基づく許認可等を取得しており、当該法令及び規則を遵守し、安全に業務を行うことを徹底しております。また、今後予定しているインバウンド向けの集客支援事業においては、旅行業法の規制を受ける可能性があるため、旅行業法の資格を取得しております。

当社の許可・届出状況は次のとおりであります。

取得・登録者名	許可名称及び所管官庁	許可番号	取得年月	有効期限
当社 ドッグヴィラ千葉南房総	飲食店営業許可	第2022-210号	2022年12月8日	2029年5月31日
当社 ドッグヴィラ千葉南房総	旅館業営業許可	第R4-44号	2022年12月22日	—
当社 ドッグヴィラ千葉南房総	温泉利用許可	R4-16号	2023年3月8日	—
当社	第3種旅行者 大阪府知事	第3-3181号	2023年11月28日	2028年11月27日
当社 秩父別邸 木叢 -komura-	飲食店営業許可	第1-83号	2024年6月28日	2030年6月30日
当社 秩父別邸 木叢 -komura-	旅館業営業許可	第4-29号	2024年6月28日	—

これらの許認可等については、それぞれ欠格事由が定められており、法的規制の変更に当社が的確に対応できなかった等により関係法令に違反があった場合には、当該許認可等の取消し又は事業の停止が命じられること等により、当社の事業活動に支障をきたすとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：小)

当社が提供するサービスにおいて、当社が認識できておらず他社の所有する著作権及び特許権を侵害する可能性があります。他社の知的財産権を侵害してしまった場合には、多額の費用負担が生じたり、損害賠償を受ける等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、他社の知的財産権を誤って侵害しないよう、リスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、当社の役職員が遵守すべき法規制の周知徹底を図り、営業マニュアルにおいて当社が運営する予約プラットフォームや掲載施設のホームページに掲載するコンテンツの所有権を確かめてから公開することを徹底し、「内部通報制度規程」の制定等によって速やかに違反行為等の情報を収集する体制を構築しております。また、定期的に社内研修等を行い、当社の役職員が遵守すべき法規制についての理解の強化に努めております。

⑤ 顧客情報等漏洩リスクについて(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：大)

当社が提供する集客支援事業及び直営宿泊事業の性質上、事業運営において個人や顧客情報を含んだ情報資産を取り扱っております。当社では、情報資産の漏洩、紛失、破壊リスクを回避するために、個人情報及び特定個人情報取扱規程の制定や定期的な社内研修等の実施、個人情報へのアクセス制限及びダウンロード制限等の対策を講じ、個人情報を含む重要な情報資産の管理を徹底し、情報漏洩のリスクの回避を図っております。

しかし、当社が外部からコンピュータウィルスをはじめとしたサイバー攻撃を受けた場合や、当社従業員の人為的な過失が生じた場合等により情報が漏洩した際には、顧客からの損害賠償請求や当社の信用失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システム障害リスクについて(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：大)

当社では、インターネット環境を通じて、予約プラットフォームの運営を行っております。安定的なサービス提供のため、当社では社内システムのセキュリティ対策及び契約する予約システムの信頼性やバックアップ体制を定期的に検証するなどの対応を行っておりますが、ソフトウェアの不具合やITインフラ機器の障害、自然災害、その他不測の事態が生じることにより、システムトラブルが発生した場合には、一定期間サービスを停止せざるを得ず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 取引先の信用リスクについて(発生可能性：中、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：小)

当社は、集客支援事業で信用取引を行っておりますが、当事業は成功報酬型の報酬体系を採用しているため貸し倒れによる影響は軽微であります。したがって、各社の与信金額は掲載施設における予約獲得高の変動やそれによる経営状況を把握する基準であり、原則として各社の8月度予算売上高の3ヶ月に設定して管理しております。しかしながら、倒産等予期しない事象により各取引先の事業継続に支障が生じた場合等には、売上代金の回収遅延及び回収不能が生じる恐れがあります。このような場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 掲載施設におけるサービスの健全性に関するリスク(発生可能性：中、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：大)

当社は、予約プラットフォームの運営及び施設個別の予約サイトの作成・更新を行っておりますが、いずれの掲載情報も掲載施設の了承の下で開示しており、直接当社に責任が発生するものではありません。しかし、当社が運営する予約プラットフォームにおいて景品表示法その他の法令違反等が発生した場合、当社サービスに対する信頼性を毀損し、ユーザー(旅行者)の利用離れや掲載施設の減少に繋がる可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このリスクに対応するため、当社では新たに公開する内容について掲載施設への確認を徹底し、修正内容等のチェック体制を整備しております。

⑨ 業績の季節変動について(発生可能性：高、発生時期(又は頻度)：毎年、影響度：小)

当社は、グランピングやリゾートヴィラを取扱う性質上、7月から9月にかけて売上高及び利益が大きく伸び、10月から3月にかけて売上高及び利益が堅調に推移する結果、第2四半期(8～10月)が好調に推移する一方で、第1四半期(5～7月)、第3四半期(11～1月)及び第4四半期(2～4月)は売上高及び利益が伸び悩み傾向となっております。これに対応するため、宿泊者が夏以外でも楽しめるレジャーやキャンペーンの提案を行い、年度を通じて売上高及び利益が安定するよう取り組んでおりますが、特定の四半期業績のみによって通期の経営成績を判断することは困難であります。

なお、第11期(2024年4月期)会計年度の当社経営成績は次のとおりであります。

第11期会計年度	第1四半期 会計期間 (5～7月)	第2四半期 会計期間 (8～10月)	第3四半期 会計期間 (11～1月)	第4四半期 会計期間 (2～4月)	通期
売上高(千円)	228,858	406,350	196,565	227,327	1,059,102
構成比(%)	21.6	38.4	18.6	21.4	100.0
営業利益(千円)	93,239	224,291	40,424	25,301	383,256

(注) 上記四半期会計期間の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく清友監査法人の四半期レビューは受けておりません。

(3) 組織体制について

① 小規模組織であること及び人材確保について(発生可能性：中、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業の持続的な成長を実現するためには、高付加価値のサービスを提供できる人材をより多く確保するとともに、業務効率を継続的に改善していくことが必要であると考えており、積極的な採用活動を継続するとともに、従業員への教育・研修体制の充実・強化を図り、経験の浅い人材の早期戦力化や全社的な生産性の向上、人材の定着に努めております。しかしながら、必要な人材の確保及び育成が計画どおり進まない場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：小)

当社代表取締役である坂根正生は、会社経営の最高責任者として経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社の事業推進において重要な役割を果たしております。当社では特定の人物に過度に依存しない経営体制の構築を進めており、取締役会や事業運営のための経営会議等における取締役及び従業員の情報共有や経営組織の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により坂根正生が業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

① 親会社グループについて(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：小)

(a) 親会社が支配権を有することに伴うリスク

当社は、自らの経営責任を負って独立した事業経営を行っておりますが、当社の親会社であるエス・エヌ・ホールディングス有限会社は同社の関係会社である株式会社にしがき及び株式会社デジタルストレージと合わせて当社の議決権の76.2%(本書提出日現在)を所有しております。親会社の関係会社は上場時に保有株式を全て売却するものの、親会社においては、当社の上場後も、支配関係を維持するために必要となる当社株式を継続的に所有する方針であります。

親会社は当社の株主総会における取締役の任免等を通じて当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、議決権の行使にあたり、親会社の利益は当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。また、親会社の経営方針の変更や経営状態の悪化等により、問題が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、適切なコミュニケーションを引き続き行うことにより、株主総会での議案の賛否やその他の株主としての権利行使により、当社の独立性が阻害されるリスクが顕在化しないよう努めてまいります。

(b) 親会社グループにおける当社の位置付けについて

親会社及びその関係会社(以下、「親会社グループ」という。)は、会員制ジムの運営を行うエス・エヌ・ホールディングス有限会社のほか、同社の中核会社であり食品スーパー事業及び会員制別荘事業等を営む株式会社にしがき、グランピング施設の運営やドームテント等の販売を行う株式会社デジタルストレージ等で構成されており、当社はその中で宿泊施設に対して集客支援サービスを提供しております。

集客支援事業の開始当初は親会社グループ各社との取引が当社の売上に対し大きな割合を占めておりましたが、2024年4月期実績では売上高に対し8.0%まで減少しております。

(c) 親会社グループとの取引関係について

当社は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に規定される関連当事者に加え、取締役会で承認された関連当事者に準じた者(親会社グループと人的関係及び資本的關係を強く有すると考えられる者)を合わせて、「関連当事者等」として管理しております。関連当事者等との取引については、社外取締役及び社外監査役からなる特別委員会での審議・検討を経て、取締役会で決議する体制を整備・運用しており、少数株主の権利を保護するよう努めております。

2024年4月に終了した事業年度における親会社グループとの主な取引は次のとおりであります。

取引先	取引の内容	取引金額(千円)	総販売実績に対する割合(%)
株式会社にしがき	集客支援サービスの提供	77,981	7.4
	債務保証料の受取	10,503	—
	債務保証料の支払	1,216	—
株式会社デジタルストレージ	集客支援サービスの提供	6,518	0.6

当社は、親会社グループに属する株式会社にしがき及び株式会社デジタルストレージに対して、集客支援サービスの提供を行っております。グランピング市場の規模拡大に伴い親会社グループ以外との取引が拡大していることに加え、親会社グループとの取引に過度に依存しないよう取引関係を見直した結果、親会社グループに対する売上比率は縮小傾向にあります。

また、株式会社にしがきとの間では、当社の銀行借入に対する株式会社にしがきの債務保証契約及び株式会社にしがきの銀行借入に対する当社の債務保証契約を締結し、相互に保証料の支払を行ってまいりました。2024年1月31日に当社の銀行借入に対する株式会社にしがきの債務保証契約を解消し、2024年9月30日に株式会社にしがきの銀行借入に対する当社の債務保証契約を解消しておりますが、2024年4月期の実績を記載しております。

なお、親会社グループとの間で役員の兼務、従業員の出向等の人的関係はありません。

(d) 親会社グループからの独立性の確保

当社の新規契約の獲得は、既存施設から集客に関する相談があり契約に至るもの及び新規開業施設からの申込があり契約に至るものがありますが、これらは当社の役職員がリゾート施設運営のノウハウを活かして、見込顧客に対する提案・相談を行い、契約の獲得を行っております。

また、当社は、宿泊施設の運営ノウハウ蓄積による提案力強化を目的とした直営施設を運営しております。直営施設については、親会社グループの事業と重なってはおりますが、運営ノウハウ蓄積の手段として展開するものであり、事業展開も小規模であり、競合による影響は限定的と考えております。

なお、当社の株式を保有する親会社グループからの事前承認事項・報告事項は存在せず、経営の意思決定は当社が独立して実施しております。

② 配当政策について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：小)

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、事業の成長や安定的な事業の拡大による企業価値の向上が重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態等を総合的に勘案の上、株主への利益配当を実施してまいりたいと考えております。

しかしながら、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であり、市場環境や事業の状況等の急激な変化により、安定的な配当を行うことができない可能性があります。

③ 自然災害について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：中)

災害や人為的な原因等により、電力、通信、交通等の社会インフラに重大な障害が発生した場合、掲載施設や当社の直営施設の稼働が完全にストップしてしまうため、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応として、非常事態が発生した際に被害を拡大させないための緊急連絡先リストや避難経路などを含む対応マニュアルを策定し、掲載施設へもご案内しております。

④ 資金使途について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：中)

株式上場時の公募増資による調達資金の使途については、インバウンド事業におけるノウハウ獲得を目的としたインバウンドホテルの開業及びサービスの認知拡大のための広告宣伝費への充当を想定しております。

インバウンドホテルについては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載の時期や立地を予定しております。しかしながら、土地・建物の取得やリフォーム工事が現在計画しているとおりに進まなかった場合には、インバウンドホテルの開業が遅れ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、計画に沿って資金を使用した場合においても、新型コロナウイルスのような外部環境の影響を受けて想定どおりの投資効果を得られない可能性が一定存在しており、また、市場環境や経営環境の変化により計画の変更を迫られ、調達資金を上記以外の目的で使用する必要性が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。資金使途に変更が生じた場合には、速やかに適時開示を行います。

⑤ 当社株式の流動性について(発生可能性：低、発生時期(又は頻度)：特定時期なし、影響度：中)

当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場之际には、本公募及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は、新規上場時において28.4%にとどまる見込みであります。

今後は、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、既存株主からの売出等の施策を組み合わせることで、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第11期事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(資産)

当事業年度末における資産は1,504,857千円となり、前事業年度末に比べ267,146千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が90,580千円減少したこと、直営施設開業における固定資産の取得により建設仮勘定が324,236千円、構築物が121,552千円増加したこと、売掛金が64,045千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は526,053千円となり、前事業年度末に比べ5,605千円減少いたしました。これは主に借入金の返済により短期借入金が140,000千円、長期借入金が283,929千円減少したこと、新規借入れにより長期借入金が300,000千円増加したこと、直営施設開業等により未払金が53,312千円増加したこと、未払法人税等が19,540千円増加したこと、その他に含まれる未払消費税等が44,599千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は978,803千円となり、前事業年度末に比べ272,752千円増加いたしました。これは当期純利益の計上により、繰越利益剰余金が272,752千円増加したことによるものであります。

第12期中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は740,572千円となり、前事業年度末と比較して386,240千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が328,520千円増加したこと、季節的変動による集客売上高の増加に伴い売掛金が53,850千円増加したこと等によるものであります。

また、固定資産は1,184,011千円となり、前事業年度末と比較して33,485千円増加いたしました。これは主に、秩父市の直営施設にかかる保険料等の支払により長期前払費用が10,421千円増加したこと、秩父市の直営施設取得等により有形固定資産が19,069千円増加したこと等によるものであります。

この結果、資産合計は1,924,583千円となり、前事業年度末と比較して419,726千円増加しております。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は274,209千円となり、前事業年度末と比較して3,930千円増加いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が35,646千円増加したこと、未払金が秩父リゾート開業にかかる前期末未払金残高解消等により33,041千円減少したこと等によるものであります。

また、固定負債は394,238千円となり、前事業年度末と比較して138,464千円増加いたしました。これは主に、新規借入れにより長期借入金が200,000千円増加したこと、1年内返済予定の長期借入金への振替により61,536千円減少したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は668,447千円となり、前事業年度末と比較して142,394千円増加しております。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は1,256,135千円となり、前事業年度末に比べ277,331千円増加いたしました。これは中間純利益の計上により、繰越利益剰余金が277,331千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第11期事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い社会経済活動の正常化が進み、個人消費やインバウンド需要の回復が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中東やウクライナにおける紛争の長期化、物価高騰や米国の金融政策の煽りを受けた円安の進行など、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は「宿泊業界をUP DATEする」という企業理念を掲げ、集客力・開発力・運営力の3つを基盤として、顧客である掲載施設の売上最大化に努めてまいりました。集客支援事業においては、事業再構築補助金による宿泊業界への新規参入者が増加したことに伴い、集客面・運営面でのサポート需要が高まり、当社の掲載施設数は順調に拡大いたしました。また、直営宿泊事業においては、2023年2月に開業した直営施設「ドッグヴィラ千葉南房総」が客室平均稼働率80%を超える安定した運営を続けており、そこで得たノウハウを顧客である掲載施設に還元することで、より実践的で価値のあるサービス提供に繋げてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,059,102千円(前事業年度比42.6%増)となり、営業利益は383,256千円(前事業年度比52.3%増)、経常利益は389,362千円(前事業年度比52.7%増)、当期純利益は272,752千円(前事業年度比48.0%増)となりました。

なお、当社は、集客事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第12期中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

当中間会計期間(2024年5月1日～2024年10月31日)におけるわが国経済は、雇用や所得環境が改善する中、個人消費やインバウンド需要の増加により、経済活動の緩やかな持ち直しが続いております。一方で、海外景気の下振れリスクや物価上昇の影響などにより先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

旅行業界においては、観光庁が公表している宿泊旅行統計調査(速報値)によりますと、2024年1月から9月までの延べ宿泊者数は4億8,047万人で新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年累計比107%となっており、コロナ禍前の水準を上回る結果となりました。

このような環境の中、当社は「宿泊業界をUP DATEする」という企業理念を掲げ、集客力・開発力・運営力の3つを基盤として、顧客である宿泊施設の利益最大化に努めてまいりました。集客支援事業におきましては、引き続き培った集客ノウハウを用いて掲載施設の売上最大化を図ってまいりました。また直営宿泊事業におきましては、2024年4月に「RIVERSIDE CAMP FIELD CHICHIBU」、同年7月には「秩父別邸-木叢-」を開業し、更なるノウハウ獲得に向けた施設運営に取り組んでまいりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は849,369千円となり、営業利益は376,517千円、経常利益は376,937千円、中間純利益は277,331千円となりました。

なお、当社の事業セグメントは集客事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高(以下、「資金」という。)は257,782千円となり、前事業年度末と比べて90,580千円減少いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果、増加した資金は496,981千円(前事業年度は123,279千円の増加)となりました。主な要因は、税引前当期純利益388,023千円の計上、減価償却費26,408千円の計上、売上債権64,045千円の減少、前渡金54,910千円の減少等による資金増加に対し、法人税等の支払額98,659千円等の資金減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果、減少した資金は463,633千円(前事業年度は560,678千円の減少)となりました。主な要因は、直営施設開業における有形固定資産の取得による支出455,606千円等の資金減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果、減少した資金は123,929千円(前事業年度は745,068千円の増加)となりました。主な要因は、長期借入れによる収入300,000千円の資金増加に対し、長期借入金の返済による支出283,929千円、短期借入金の返済による支出140,000千円の資金減少があったことによるものであります。

第12期中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

当中間会計期間における現金及び現金同等物の残高(以下、「資金」という。)は586,302千円となり、前事業年度末と比べて328,520千円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果、増加した資金は280,017千円となりました。これは主に、税引前中間純利益376,937千円の計上、減価償却費42,273千円の計上による資金増加に対して、売上債権の増加53,850千円、前払費用の増加13,831千円、法人税等の支払額77,539千円等の資金減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果、減少した資金は125,607千円となりました。これは主に、有形固定資産取得による支出121,405千円等の資金減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果、増加した資金は174,110千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入200,000千円の資金増加に対し、長期借入金の返済による支出25,890千円の資金減少があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の状況

(a) 生産実績

該当事項はありません。

(b) 受注実績

該当事項はありません。

(c) 販売実績

第11期事業年度及び第12期中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。

サービス内容	第11期事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)		第12期中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
	販売高(千円)	前期比(%)	販売高(千円)
集客支援事業	937,502	129.8	662,516
直営宿泊事業	121,600	601.0	186,852
合計	1,059,102	142.6	849,369

(注) 1. 最近2事業年度及び第12期中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)		第11期事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)		第12期中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社にしがき	160,549	21.6	77,981	7.4	66,488	7.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積り及び判断を必要としております。

当社は、財務諸表の基礎となる見積りを過去の実績を参考に合理的と考えられる判断を行った上で計上しておりますが、これらの見積りは不確実性を伴うため、実際の結果とは異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討の内容

(a) 財政状態の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(b) 経営成績の分析

第11期事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、1,059,102千円(前事業年度比42.6%増)となりました。

主な要因は、積極的な広告運用により、集客支援事業での新規掲載施設数が順調に増加したこと、2023年2月に開業した直営施設が安定的に稼働したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、295,858千円(前事業年度比123.3%増)となりました。

主な要因は、事業規模拡大に伴う人員の拡充によって人件費及び経費が増加したこと、トレーラー販売に係る原価が計上されたこと等によるものであります。この結果、売上総利益は763,244千円(前事業年度比25.1%増)、売上総利益率は72.1%(前年同期は82.2%)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、379,987千円(前事業年度比6.0%増)となりました。

主な要因は、SNS広告や各種メディアへの掲載等、集客を目的とした広告運用を積極的に行ったこと、事業拡大のための採用を積極的に行ったこと等により人件費が増加したことによるものであります。この結果、営業利益は383,256千円(前事業年度比52.3%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度における営業外収益は14,514千円、営業外費用は8,408千円となりました。

主な要因は、債務保証による収益、支払利息及び支払手数料の費用発生によるものであります。この結果、経常利益は389,362千円(前年同期比52.7%増)となりました。

(特別損益、法人税等、当期純利益)

当事業年度における特別利益は発生がなく、特別損失は1,338千円となりました。

これは、固定資産の除却に伴い固定資産除却損が1,338千円発生したことによります。この結果、当期純利益は272,752千円(前年同期比48.0%増)となりました。これは、法人税等調整額を含む法人税等合計115,271千円を計上したことによるものであります。

第12期中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

(売上高)

当中間会計期間における売上高は、849,369千円となりました。

これは主に、集客支援事業における掲載施設数が順調に増加したこと、2024年4月及び2024年7月に開業した秩父市の直営施設が安定的に稼働したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当中間会計期間における売上原価は、222,965千円となりました。

これは主に、事業規模拡大に伴う人員の拡充によって人件費及び経費が増加したこと等によるものであります。この結果、売上総利益は626,404千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は、249,887千円となりました。

これは主に、SNS広告や各種メディアへの掲載等、集客を目的とした広告運用を積極的に行ったこと、事業拡大のための採用を積極的に行ったこと等により人件費が増加したことによるものであります。この結果、営業利益は376,517千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当中間会計期間における営業外収益は3,818千円、営業外費用は3,397千円となりました。

これは主に、債務保証による収益、支払利息及び上場関連費用等の費用発生によるものであります。この結果、経常利益は376,937千円となりました。

(特別損益、法人税等、中間純利益)

当中間会計期間における特別利益及び特別損失の発生はありませんでした。

この結果、中間純利益は277,331千円となりました。これは、法人税等調整額を含む法人税等合計99,606千円を計上したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、上記「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社の資金需要のうち主なものは、運転資金需要と設備資金需要であります。

運転資金需要の主なものは、人件費及び広告出稿に伴う媒体費用のほか、仕入及び一般管理費等営業費用によるものであり、自己資金又は借入による資金調達を基にしております。また、設備資金需要の主なものは直営宿泊事業における建物及び構築物等の購入や修繕によるものであり、自己資金又は借入による資金調達を基にしております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、集客事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第11期事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

当事業年度における設備投資の総額は481,191千円であります。その主な内容は、埼玉県秩父市の直営施設開業に係る投資であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第12期中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

当中間会計期間における設備投資の総額は97,744千円であります。その主な内容は、埼玉県秩父市の直営施設開業に係る投資であります。

また、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)	
		建物	構築物	機械装置	車両 運搬具	器具備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
南房総直営施設 (千葉県南房総市)	営業設備	251,704	39,752	—	0	987	28,511 (3,626.21)	—	320,955	5
秩父直営施設 (埼玉県秩父市)	営業設備	356,096	200,388	16,209	39,013	10,995	172,863 (60,151)	1,675	797,242	8

(注) 1. 当社は、集客事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、無形固定資産の合計であります。

3. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (大阪府大阪市北区)	業務施設	8,005

3 【設備の新設、除却等の計画】(2024年11月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
インバウンドホテル (仮称)	営業施設	572,000	-	自己資金、 公募増資	2025年5月	2025年11月	注2

(注) 1. 当社は、集客事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2. 直営施設の新設であり、現時点で増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。

3. 当社では、自社で運営する予約プラットフォームである「リゾートグランピングドットコム」及び「いぬやど」の掲載施設に対し、集客支援の一環として、運営ノウハウの提供等の施設運営に関するコンサルティングを実施しており、より有用・有効なコンサルティングサービスを提供するための施策・ノウハウを獲得する目的で、直営宿泊施設「ドッグヴィラ千葉南房総」及び「秩父リゾート」を保有しております。今後、対象とする掲載施設をさらに広げ、インバウンド旅行者の予約獲得を見込む掲載施設の課題解決も行うため、2025年12月頃にインバウンド事業におけるノウハウ獲得を目的とした「インバウンドホテル」(仮称)の開業を計画しております。

「インバウンドホテル」の土地・建物の取得については、2025年1月14日取締役会において下記内容で包括決議を行っております。なお、投資予定金額の総額については、土地・建物の取得金額のほかリフォーム費用等も未確定であるため、現時点での候補用地を参考に572,000千円程度と見積もっております。

- ・取得予定時期：2025年5月頃
- ・想定立地：東京や大阪等の都心部からのアクセスが良いエリア

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

(注) 1. 2024年8月14日開催の臨時取締役会決議により、株式分割に伴う定款変更を行い、2024年9月8日付で発行可能株式総数は14,997,000株増加し、15,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,400,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,400,000	—	—

(注) 1. 2024年8月14日開催の臨時取締役会決議により、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 2024年9月5日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2024年9月8日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月23日 (注) 1	普通株式 900	普通株式 1,000	45,000	50,000	—	—
2022年10月31日 (注) 2	A種類株式 80	普通株式 1,000 A種類株式 80	200,000	250,000	200,000	200,000
2022年12月31日 (注) 3	—	普通株式 1,000 A種類株式 80	△150,000	100,000	△200,000	—
2024年8月14日 (注) 4	普通株式 80 A種類株式 △80	普通株式 1,080	—	100,000	—	—
2024年9月8日 (注) 5	普通株式 5,398,920	普通株式 5,400,000	—	100,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当 900株

割当先 エス・エヌ・ホールディングス有限会社、株式会社にしがき、株式会社デジタルストレージ、株式会社グランシーズ、株式会社ゆめゆめらいふ

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

2. 有償第三者割当 80株

主な割当先 株式会社グルーヴ、株式会社キャプテンライン、株式会社なかむら、DreamJapan株式会社、株式会社luana、株式会社シュクラン、株式会社ゲンバカンリシステムズ

発行価格 5,000,000円

資本組入額 2,500,000円

3. 今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金の金額を150,000千円及び資本準備金の金額を200,000千円減少させ、その他資本剰余金に振り替えております。(減資割合は60.0%)

4. 2024年8月14日開催の定時取締役会において、A種類株式80株につき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、同日付で自己株式として取得し、対価としてA種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で全てのA種類株式を消却しております。また、当社は、2024年9月5日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

5. 2024年8月14日開催の定時取締役会決議により、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2024年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	48	—	—	15	63	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	51,850	—	—	2,150	54,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	96.02	—	—	3.98	100.00	—

(注) 2024年9月5日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2024年9月8日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,400,000	54,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,400,000	—	—
総株主の議決権	—	54,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識しており、財務基盤の強化と持続的な成長を目指すために、まずは内部留保の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を行っていません。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の1つと位置付けており、今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案した上で業績の動向を踏まえた配当を検討していく方針であります。

内部留保資金につきましては、人材への投資・育成といった経営基盤の構築、事業の成長・拡大のための投資等に充当することを検討しております。事業の成長・拡大により、中長期的な株式価値の向上を実現した上で、将来的には利益還元を行うことを検討してまいります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

剰余金の配当を行う場合、年に1回期末の配当を基本方針とし、配当の決定機関は株主総会ですが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下の理念を掲げております。

企業コンセプト：「宿泊業界をUP DATEする」

経営理念：「全従業員が安心して働き、社会へ貢献できる職場を実現します」

「宿泊・観光業の活性化を目標とし、業界の活性化に貢献します」

「お客様に最高の思い出体験を提供し豊かな社会づくりに貢献します」

当社は、上記の理念に基づき、経営の効率化を図ると同時に、あらゆる事業活動において公正・公明かつ責任ある企業行動を確実に実践しつつ、継続的な成長、企業価値を向上させていくことが極めて重要であるとの認識を組織全体で共有し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。この実現のため、コンプライアンス規程及びコンプライアンス行動規範を制定・施行し、取締役及び従業員等が法令、定款や社内規程等を遵守することを促進しており、リスク管理体制の強化に努め、内部統制システムの継続的な改善を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。また、関連当事者等との取引が発生する前に、その取引に経済的合理性があること、取引条件が当社との関係を有さない第三者との取引における一般的な条件と同様であること等を社外取締役及び社外監査役からなる特別委員会での審議・検討を経て、取締役会で決議する体制を整備・運用することで、少数株主の権利を保護するよう努めております。

当社は、株主の皆様をはじめとして全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業になることを目指し、法令の遵守、経営の透明性、取締役会での活発な議論、経営意思決定の迅速化、株主利益の最大化を念頭に統治をしなければならないと考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置し、透明度の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制を構築しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであり、当社が下記体制を採用する理由は、様々な機能を持った委員会ないし組織を有することによって、統制活動の有効性が高まると考えるからであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、議長を代表取締役とし、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されている業務執行決定機関であります。取締役会については、月1回の定時開催と必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役が管掌する分野における業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行の監督を行うとともに、経営に関する諸問題の討議の場となっております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、議長を常勤監査役とし、非常勤監査役3名(3名とも社外監査役)、合計4名で構成され、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会においては、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき稟議書等の重要文書の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(c) 内部監査

当社は、内部監査責任者を置き、内部監査担当者がクロス監査を実施しております。

内部監査担当者は、監査役会や会計監査人と定期的に情報交換を行い、適時適切な監査の実施に努めております。

(d) 会計監査人

当社は、清友監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

(e) 経営会議

当社は、社外取締役を除く取締役3名及び常勤監査役で構成される経営会議を月次で開催しております。当会議においては、代表取締役が招集を行い議長として進行し、各部門からの詳細な業務進捗状況の報告及び課題の共有により、迅速な意思決定を可能にし、重要案件に関しては取締役会での決議事項として上程しております。

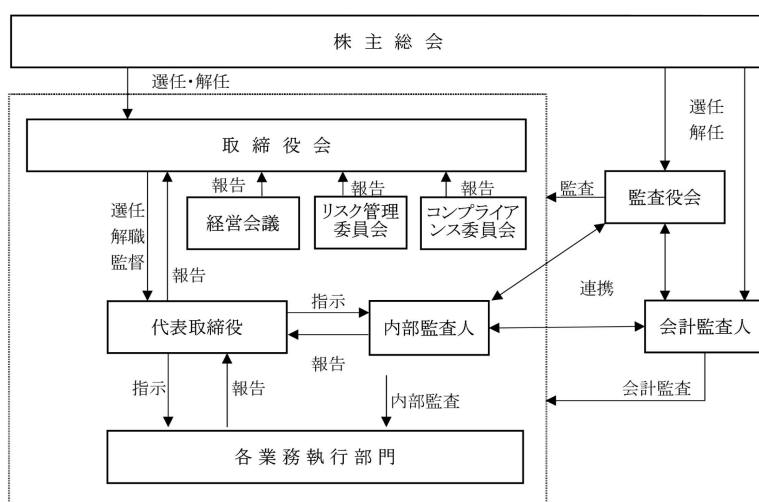
(f) リスク管理委員会

当社は、全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスク管理委員会(委員長：代表取締役)を設置しております。当委員会は常勤取締役、常勤監査役及び各部門の部長を構成員とし、非常勤取締役及び非常勤監査役をオブザーバーとして、原則として年2回開催しております。

(g) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する事項を審議する組織として、コンプライアンス委員会(委員長：代表取締役)を設置しております。当委員会は取締役及び監査役を構成員とし、内部監査人をオブザーバーとして、原則として年2回開催しております

当社の機関・内部統制の関係は次の図表のとおりです。



③ 取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	坂根 正生	13回	13回
取締役	今井 裕二	13回	13回
取締役	橋本 紘史朗	13回	13回
社外取締役	井出 久美	10回	10回
社外取締役	清水 奈津	10回	10回

(注) 1. 井出久美氏及び清水奈津氏は、2023年7月27日開催の第10回定時株主総会において、新たに取締役に選任されましたので、取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容は、月次決算の状況の確認・分析、年度予算・中期経営計画の策定、コーポレート・ガバナンスに関する事項、内部統制に関する事項、人事異動に関する事項、その他企業運営に関する事項について検討しております。

④ 企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2023年9月14日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は次のとおりであります。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」等に従い、取締役会を毎月1回以上開催して経営に関する重要事項を審議・決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- (4) 監査役は監査役会で定めた監査方針・計画のもと、取締役会に出席し、各取締役及び使用人から取締役の職務執行に関する情報を聴収し、職務執行が適法かつ適正に行われているかどうかの監査を行う。
- (5) 当社は、反社会的勢力対策規程に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求に対しては断固として応じないことを基本方針とする。この基本方針を取締役及び使用人に周知徹底し、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録並びに経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に記録・管理・保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

なお、これらの情報は監査役からの閲覧請求に適時に応じる体制を構築する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」等社内規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時の対応等を定める。
- (2) 代表取締役は、自らが委員長となるリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置する。両委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携してリスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (3) 天災・事故発生等による物理的緊急事態を含む重大な経営危機が発生した場合は、「危機管理対応規程」に従い、代表取締役に報告するとともに、経営危機対策本部を設置し、対処する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」及び「職務権限基準」を定め、その決議事項及び報告事項を明確にする。
- (2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- (3) 取締役は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を通じ、職務執行の範囲及び権限と責任を明確にすることで適正性と効率性を確保する。また、「業務分掌」、「職務権限規程」等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直す。
- (4) 取締役は、原則月1回開催される経営会議にて職務の執行状況等について報告する。
- (5) 業務執行の監督機能及び客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- (2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- (3) 使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるよう、定期的に教育・啓蒙を行う。
- (4) 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外(常勤監査役・弁護士)に直接相談・通報できる窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

f. 当社及び当社関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には子会社は存在しないが、親会社及びその関係会社が存在する。このため「関連当事者等取引管理規程」を定め、関連当事者等取引として認定された取引等を開始する前に、社外役員を構成員とする特別委員会において取引等の合理性・適切性・適法性を審議・検討する。特別委員会での審議内容は取締役会に報告され、取締役会において取引等の可否を決議する。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会若しくは監査役会がその必要があると判断すれば、協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な会議の決定事項、内部監査の実施状況及びその他必要な重要事項を監査役に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
- (4) 上記に拘らず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、求められた取締役及び使用人は速やかに報告する。

i. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者に対する不利な取り扱いを禁止しております。また、「内部通報制度規程」において、通報又は相談した者に対して、そのことを理由として不利益な取り扱いを行ってはいけないこと、誰が通報又は相談を行ったかを探索してはいけないことを定めています。

j. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役(必要に応じて、他の取締役)と適宜会合を持ち、意思の疎通及び意見交換を行う。
- (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役を最高責任者として、内部統制の構築・評価の実行責任者、事務局及び評価責任者並びに各部門責任者の役割を定め、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その整備・運用体制を構築する。

1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求に対しては断固として応じないことを基本方針とする。この基本方針を取締役及び使用人に周知徹底し、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は既述しました「内部統制システムの基本方針」で定めた「c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を整備しております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役井出久美氏及び清水奈津氏、監査役木原和恵氏、阪中達彦氏、西村敦彦氏及び梅津政記氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等で補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適合性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合は補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役の定数は、5名以内とする旨、定款で定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とし、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役の責任(監査役であった者を含む。)を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

b. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

c. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することで、株主総会の円滑な運営に資する目的であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性3名(役員のうち女性の比率33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	坂根 正生	1988年2月9日	2008年4月 株式会社クローバー 入社 2008年11月 サカネソーイング株式会社 入社 2011年3月 株式会社レジタイズ(現株式会社デジタルストレージ) 入社 2013年5月 当社設立、代表取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役	今井 裕二	1986年12月7日	2010年4月 ありがとうサービス株式会社 入社 2011年10月 今井織物株式会社 入社 2019年5月 株式会社にしがき 入社 2020年10月 当社 入社 2021年4月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役	橋本 紘史朗	1983年4月7日	2007年4月 クラウンエクステリア株式会社 入社 2012年10月 有限会社炭平旅館 入社 2020年2月 株式会社にしがき 入社 2020年10月 当社 入社 2021年4月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役	井出 久美	1964年12月11日	1991年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年10月 井出久美公認会計士事務所開設 所長就任(現任) 2013年6月 株式会社シャルレ 社外監査役就任 2016年4月 公立大学法人大阪府立大学 理事就任 2016年6月 株式会社大阪水道総合サービス 非常勤監査役就任(現任) 2017年5月 タンゴヤ株式会社(現グローバルスタイル株式会社) 社外取締役就任(現任) 2021年6月 株式会社シャルレ 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2023年7月 当社 社外取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役	清水 奈津	1969年7月2日	1992年4月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2001年7月 古本会計事務所(現デロイトトーマツ税理士法人) 転籍 2018年1月 清水奈津公認会計士・税理士事務所開設 所長就任(現任) 2022年1月 NS会計合同会社開設 代表者就任(現任) 2023年7月 当社 社外取締役就任(現任)	(注)3	—
常勤監査役	木原 和恵	1964年5月14日	1987年4月 野村ビジネスサービス株式会社 入社 1988年8月 コンピューターコンサルタント株式会社 入社 1997年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2014年1月 株式会社ネオ・コーポレーション 入社 2016年1月 バルテス株式会社 入社 2018年2月 KOTAIバイオテクノロジー株式会社 入社 2021年10月 株式会社And Doホールディングス 入社 2023年1月 当社 入社(内部監査室室長) 2023年7月 当社 常勤監査役就任(現任)	(注)4	—
監査役	阪中 達彦	1980年9月22日	2008年9月 弁護士法人関西法律特許事務所 入所 2020年1月 松ヶ枝法律事務所開設 所長就任(現任) 2022年12月 当社 社外監査役就任(現任)	(注)4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	西村 敦彦	1971年1月6日	1996年10月 2002年9月 2008年4月 2011年1月 2011年11月 2015年3月 2015年5月 2016年7月 2017年2月 2017年11月 2019年3月 2022年6月	中央青山監査法人 入所 株式会社新経営サービス 入社 西村敦彦公認会計士事務所開設 所長就任(現任) 監査法人彌榮会計社(現監査法人ユウワット会計社) 社員就任 株式会社近庄 監査役就任(現任) 京都市職員共済組合 監事就任(現任) 公益社団法人左京納税協会 理事就任 株式会社思文閣 監査役就任(現任) 社会福祉法人希望会 監事就任(現任) 株式会社ファイブツリー 監査役就任(現任) 株式会社ママーズアール 監査役就任(現任) 当社 社外監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	梅津 政記	1956年5月25日	1983年10月 1989年2月 1994年11月 2000年8月 2006年10月 2022年6月 2023年7月	株式会社洛北学園 入社 株式会社富士経済 入社 株式会社タナベ経営 入社 株式会社新経営サービス 入社 株式会社サティス設立 代表取締役就任 当社 常勤監査役就任 当社 社外監査役(現任)	(注) 4	—
計						—

- (注) 1. 取締役 井出久美及び清水奈津は、社外取締役であります。
2. 監査役 阪中達彦、西村敦彦及び梅津政記は、社外監査役であります。
3. 2024年9月5日開催の株主総会の終結の時から、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2024年9月5日開催の株主総会の終結の時から、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社は、現在社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

社外役員の人数に関する方針は、社外取締役についてはコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、複数名を選任すること、社外監査役については法令に定める人数を選任することとしております。

社外取締役井出久美は、公認会計士としての専門的な知識を有しており、監査法人退社後も、上場企業における社外取締役及び監査等委員に就任しております。経営管理体制の整備・運用について豊富な知識を有しており、当社経営全般に関する意見及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できることから、社外取締役として適任であるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役清水奈津は、公認会計士・税理士としての豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する専門的な知識から、客観的な目線で経営の監督及びチェック機能を期待できることから、社外取締役として適任であるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役阪中達彦は、弁護士としての豊富な経験及びその専門的な知識と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適正に遂行できると判断し、選任しております。なお、当社は同氏と社外監査役就任前に顧問弁護士契約を締結しておりましたが、契約期間は5ヶ月と短く、当社から同氏への顧問料も当社売上高から見て軽微な水準であります。それ以外に当社との間に人的関係、資本的关系及び重要な取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役西村敦彦は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識や、監査に関する経験が豊富で、幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適正に遂行できると判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役梅津政記は、中小企業診断士としての豊富な経験と知見を有しており、営業活動や市場分析、組織マネジメントに関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、当社の事業活動に対して適宜助言又は提言を得ることができると判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係、その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、会社法に定める要件に該当し、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準を考慮の上、選任を行っており、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役又は社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、社外監査役とともに当社の取締役会に出席し、出席した取締役会において適宜適切な発言を行っております。また、社外取締役は必要に応じて事前に管理部から取締役会への上程が予定されている事項の概要説明を受けるなど実効的な経営の監視に努めております。

社外監査役は、監査役会への出席を通じて、内部監査、監査役監査、会計監査及び内部統制に係る報告を受け、必要な意見を述べております。また、内部監査担当者及び監査法人と定期的にコミュニケーションの機会を持ち、意見交換及び情報の共有を行い、監督・監査機能の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は監査役4名(うち社外監査役3名)を選任しております。監査役会は、月1回開催するとともに、必要に応じて適宜開催するものとし、監査等に関する重要な事項についての報告、協議及び決議を行うほか、監査役間で情報の共有を図っております。

当事業年度においては、全社的な内部統制の整備状況並びに重要な業務プロセスである販売プロセス及び購買プロセスの整備・運用状況について重点的に検討を行いました。また、監査役会で策定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、必要に応じて取締役及び従業員からその職務執行に関する説明を受け、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性・適正性を監査しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。さらに常勤監査役の活動としては、監査計画に基づいた往査、役員へのヒアリング等を行い、非常勤監査役とも情報共有を行いながら監査を実施しております。また、内部監査担当者と業務の適正性や法令への適合性を徹底するために情報を共有し、会計監査人とも適宜に会合を設けて、監査実施状況について報告及び説明を受けるとともに、適時に協議、意見を共有しております。

当事業年度において当社は監査役会を原則として月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
木原和恵	14回	14回
阪中達彦	14回	14回
西村敦彦	14回	14回
梅津政記	14回	14回

当期の重点項目は、①必要な内部統制を整備し、運用できているかどうか、②株式上場に向けた体制整備の構築状況であります。

内部統制については、販売サイクルにおける売上計上及び営業債権の回収状況、並びに財務報告にかかる経理課の内部統制の整備状況及び運用状況に焦点を当てて監査を行います。体制整備については、親会社からの独立性が保持されているか否か、反社会的勢力排除の取り組み及びコンプライアンス体制の状況について監査を行います。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査責任者を置き、内部監査担当者がクロス監査を行う体制であります。「内部監査規程」に基づき、年間で全部署に対し監査を実施できるよう内部監査計画を立案し、代表取締役の承認を得て取締役会に報告しております。内部監査は監査対象部門から独立した内部監査担当者がクロス監査方式で実施しております。

監査結果については代表取締役に報告した上で、改善指示が必要な場合は監査対象部門への改善指示を行い、後日改善状況を確認して改めて改善状況を代表取締役に報告しております。また、監査役会及び会計監査人とは定期的に報告会を開催し、内部監査結果を共有しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

清友監査法人

b 継続監査期間

2023年4月期以降の2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 中野雄介

指定社員 業務執行社員 三牧 潔

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 1名、その他 1名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しては、監査法人の独立性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に行われることを確認する方針とし、当該基準を満たし、高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、清友監査法人を会計監査人として選定しております。また、当社は単一セグメントであり、比較的小規模な組織体であることから、当社の規模に即した監査報酬の水準であることも選定理由としております。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視・検証しております。また、当社規模に即した監査報酬であることも考慮して選定しております。当社の会計監査人である清友監査法人につきましては、独立性・専門性及び監査報酬の水準の適切性も問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,000	—	8,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針としましては、監査日数、監査人員及び会社規模・業務特性等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て適切に決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行った結果、それらの妥当性が確認できたためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、「取締役の報酬の決定方針」において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。具体的には、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するよう当社業績と連動した報酬体系とし、報酬構成は役位、職責及び担当職務並びに各期の業績とそれに対する貢献度のほか、当社従業員給与の水準、同業他社の水準、一般統計情報等に基づく業界全体の水準等を総合的に勘案して算定した月次の基本報酬と、当該事業年度の業績と各自の担当する業務の業績及び個人の評価に応じて決定する年次の賞与としております。

最近事業年度の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動状況としては、2024年6月13日開催の取締役会において、各取締役の報酬額の決定を行っております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の報酬等については、2023年7月27日開催の当社第10回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議しております。

監査役の報酬等については、監査役会での協議により決定しており、2023年7月27日開催の当社第10回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	33,450	33,450	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	7,950	7,950	—	—	1
社外役員	13,950	13,950	—	—	5

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

投資株式のうち、保有することに事業戦略上の意義が認められるものについて、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」に基づいて作成しております。
当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2022年5月1日から2023年4月30日まで)及び当事業年度(2023年5月1日から2024年4月30日まで)の財務諸表について、清友監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2024年5月1日から2024年10月31日まで)に係る財務諸表について、清友監査法人により期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、決算業務に着手するにあたり関係部署での事前打ち合わせの実施等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	348,362	257,782
売掛金	※1、※2 151,959	※1 87,913
商品	—	25
原材料及び貯蔵品	909	723
前渡金	54,910	—
前払費用	9,705	10,703
その他	17,366	2,839
貸倒引当金	—	△5,657
流動資産合計	583,212	354,331
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※4 278,228	※4 260,162
構築物（純額）	45,624	※4 167,177
車両運搬具（純額）	556	50,980
工具、器具及び備品（純額）	1,486	7,546
土地	※4 201,374	※4 201,374
建設仮勘定	86,764	411,000
有形固定資産合計	※3 614,035	※3 1,098,241
無形固定資産		
ソフトウェア	4,289	3,583
無形固定資産合計	4,289	3,583
投資その他の資産		
長期前払費用	3,377	2,238
繰延税金資産	9,459	12,388
その他	23,336	34,074
投資その他の資産合計	36,174	48,701
固定資産合計	654,498	1,150,526
資産合計	1,237,710	1,504,857

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,717	1,221
短期借入金	※4 140,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※4 64,284	※4 44,226
未払金	41,327	94,640
未払費用	1,050	993
未払法人税等	59,282	78,823
預り金	2,035	1,582
賞与引当金	2,317	4,192
その他	—	44,599
流動負債合計	312,014	270,279
固定負債		
長期借入金	※4 219,645	※4 255,774
固定負債合計	219,645	255,774
負債合計	531,659	526,053
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	256,051	528,803
利益剰余金合計	256,051	528,803
株主資本合計	706,051	978,803
純資産合計	706,051	978,803
負債純資産合計	1,237,710	1,504,857

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	586,302
売掛金	141,764
商品	35
原材料及び貯蔵品	2,442
前払費用	14,113
その他	1,668
貸倒引当金	△5,755
流動資産合計	740,572
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	※1 607,800
構築物（純額）	240,140
機械及び装置（純額）	16,209
車両運搬具（純額）	39,013
工具、器具及び備品（純額）	12,771
土地	※1 201,374
建設仮勘定	—
有形固定資産合計	1,117,310
無形固定資産	
ソフトウェア	946
水道施設利用権	1,675
無形固定資産合計	2,621
投資その他の資産	
長期前払費用	12,660
繰延税金資産	15,182
その他	36,236
投資その他の資産合計	64,079
固定資産合計	1,184,011
資産合計	1,924,583

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年10月31日)

負債の部		
流動負債		
買掛金		3,490
1年内返済予定の長期借入金	※1	79,872
未払金		61,599
未払費用		1,101
未払法人税等		113,117
預り金		1,835
賞与引当金		3,558
その他		9,634
流動負債合計		274,209
固定負債		
長期借入金	※1	394,238
固定負債合計		394,238
負債合計		668,447
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		350,000
資本剰余金合計		350,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		806,135
利益剰余金合計		806,135
株主資本合計		1,256,135
純資産合計		1,256,135
負債純資産合計		1,924,583

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
売上高	※1、※2 742,551	※1、※2 1,059,102
売上原価	132,523	295,858
売上総利益	610,028	763,244
販売費及び一般管理費	※3 358,446	※3 379,987
営業利益	251,581	383,256
営業外収益		
受取利息	427	166
受取保証料	※2 8,039	※2 10,503
為替差益	451	3,291
補助金収入	2,596	—
雑収入	227	553
営業外収益合計	11,743	14,514
営業外費用		
支払利息	※2 3,054	3,795
支払手数料	3,492	3,396
支払保証料	※2 1,727	※2 1,216
営業外費用合計	8,274	8,408
経常利益	255,050	389,362
特別利益		
投資有価証券売却益	4,152	—
特別利益合計	4,152	—
特別損失		
固定資産除却損	—	※4 1,338
特別損失合計	—	1,338
税引前当期純利益	259,202	388,023
法人税、住民税及び事業税	79,800	118,200
法人税等調整額	△4,905	△2,928
法人税等合計	74,894	115,271
当期純利益	184,308	272,752

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)		当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		2,805	2.1	60,780	20.5
II 労務費		29,462	22.2	78,572	26.6
III 経費	※1	100,255	75.7	156,505	52.9
売上原価		132,523	100.0	295,858	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	35,297	36,592
支払手数料	43,803	53,019
減価償却費	5,169	24,936

【中間損益計算書】

【中間会計期間】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
売上高	849,369
売上原価	222,965
売上総利益	626,404
販売費及び一般管理費	※1 249,887
営業利益	376,517
営業外収益	
受取利息	22
受取保証料	3,729
雑収入	66
営業外収益合計	3,818
営業外費用	
支払利息	1,065
為替差損	332
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	3,397
経常利益	376,937
税引前中間純利益	376,937
法人税、住民税及び事業税	102,400
法人税等調整額	△2,793
法人税等合計	99,606
中間純利益	277,331

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	50,000	—	—	—
当期変動額				
新株の発行	200,000	200,000		200,000
当期純利益				
減資	△150,000		150,000	150,000
準備金から剰余金への振替		△200,000	200,000	—
当期変動額合計	50,000	—	350,000	350,000
当期末残高	100,000	—	350,000	350,000

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	71,743	71,743	121,743	121,743
当期変動額				
新株の発行			400,000	400,000
当期純利益	184,308	184,308	184,308	184,308
減資			—	—
準備金から剰余金への振替			—	—
当期変動額合計	184,308	184,308	584,308	584,308
当期末残高	256,051	256,051	706,051	706,051

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	—	350,000	350,000
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	100,000	—	350,000	350,000

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	256,051	256,051	706,051	706,051
当期変動額				
当期純利益	272,752	272,752	272,752	272,752
当期変動額合計	272,752	272,752	272,752	272,752
当期末残高	528,803	528,803	978,803	978,803

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	259,202	388,023
減価償却費	6,828	26,408
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	5,657
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,317	1,875
受取利息	△427	△166
受取保証料	△8,039	△10,503
為替差損益(△は益)	△451	△3,291
補助金収入	△2,596	—
支払利息	3,054	3,795
支払手数料	3,492	3,396
支払保証料	1,727	1,216
投資有価証券売却損益(△は益)	△4,152	—
固定資産除却損	—	1,338
売上債権の増減額(△は増加)	△86,038	64,045
棚卸資産の増減額(△は増加)	△909	160
前渡金の増減額(△は増加)	△54,910	54,910
仕入債務の増減額(△は減少)	1,717	△496
未払金の増減額(△は減少)	31,088	27,727
その他	35,239	18,604
小計	187,143	582,702
利息の受取額	1	592
保証料の受取額	2,683	17,481
補助金の受取額	2,596	—
利息の支払額	△3,635	△3,919
融資手数料の支払額	△2,185	—
保証料の支払額	△1,773	△1,216
法人税等の支払額	△61,551	△98,659
営業活動によるキャッシュ・フロー	123,279	496,981
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△563,011	△455,606
無形固定資産の取得による支出	—	△580
投資有価証券の売却による収入	5,000	—
保険積立金の積立による支出	△2,523	△2,606
差入保証金の差入による支出	△143	△4,840
投資活動によるキャッシュ・フロー	△560,678	△463,633

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	61,139	△140,000
長期借入れによる収入	300,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△16,071	△283,929
株式の発行による収入	400,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	745,068	△123,929
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	307,669	△90,580
現金及び現金同等物の期首残高	40,693	348,362
現金及び現金同等物の期末残高	※1 348,362	※1 257,782

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年5月1日
至 2024年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	376,937
減価償却費	42,273
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	98
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△633
受取利息	△22
受取保証料	△3,729
支払利息	1,065
為替差損益 (△は益)	326
上場関連費用	2,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△53,850
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,729
前払費用の増減額 (△は増加)	△13,831
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,269
未払金の増減額 (△は減少)	△9,667
未払消費税等の増減額 (△は減少)	2,398
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	9,433
その他	1,532
小計	354,870
利息の受取額	22
保証料の受取額	3,729
利息の支払額	△1,065
法人税等の支払額	△77,539
営業活動によるキャッシュ・フロー	280,017
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△121,405
無形固定資産の取得による支出	△1,713
保険積立金の積立による支出	△2,488
投資活動によるキャッシュ・フロー	△125,607
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	△25,890
財務活動によるキャッシュ・フロー	174,110
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	328,520
現金及び現金同等物の期首残高	257,782
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 586,302

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～17年
構築物	10～20年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	6年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)を耐用年数としております。

3 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、予約プラットフォームの運営や掲載施設へのコンサルティングを行う「集客支援事業」と、施設運営上のノウハウ獲得を目的として直営宿泊施設を運営する「直営宿泊事業」を主な事業としております。

集客支援事業では、予約プラットフォームの運営やコンサルティング等を通じて、掲載施設の利用者獲得に資するサービスを提供しております。主な履行義務は、予約プラットフォーム及び施設個別の予約サイトの構築・運営、予約システムの手配、掲載施設の予約獲得のためのPR活動等であり、旅行者(ユーザー)が当社を通じて掲載施設の宿泊予約を行い、掲載施設が宿泊等サービス料金を獲得した時点で履行義務が充足されたと判断し、宿泊等サービス料金に一定割合をかけて算出された手数料相当額について収益を認識しております。

直営宿泊事業では、南房総市及び秩父市において直営宿泊施設を運営しております。主な履行義務は、旅行者(ユーザー)に対して旅館業法に基づく宿泊等サービスを提供することであり、利用者に対してサービス提供を開始した時点(チェックインした時点)で履行義務が充足されると判断し、宿泊等サービス料金について収益を認識しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

小口現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用として処理しております。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～17年
構築物	10～20年
車両運搬具	2年～4年
工具、器具及び備品	5年～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)を耐用年数としております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、予約プラットフォームの運営や掲載施設へのコンサルティングを行う「集客支援事業」と、施設運営上のノウハウ獲得を目的として直営宿泊施設を運営する「直営宿泊事業」を主な事業としております。

集客支援事業では、予約プラットフォームの運営やコンサルティング等を通じて、掲載施設の利用者獲得に資するサービスを提供しております。主な履行義務は、予約プラットフォーム及び施設個別の予約サイトの構築・運営、予約システムの手配、掲載施設の予約獲得のためのPR活動等であり、旅行者(ユーザー)が当社を通じて掲載施設の宿泊予約を行い、掲載施設が宿泊等サービス料金を獲得した時点で履行義務が充足されたと判断し、宿泊等サービス料金に一定割合をかけて算出された手数料相当額について収益を認識しております。

直営宿泊事業では、南房総市及び秩父市において直営宿泊施設を運営しております。主な履行義務は、旅行者(ユーザー)に対して旅館業法に基づく宿泊等サービスを提供することであり、利用者に対してサービス提供を開始した時点(チェックインした時点)で履行義務が充足されると判断し、宿泊等サービス料金について収益を認識しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

小口現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 10,351千円

※上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断基準については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針26号)に定める会社分類に基づき、将来減算一時差異に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針26号)で示されている、企業の分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の回収見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としており、過去の実績や市場環境を踏まえた、集客支援事業における取扱客室数の増加に伴う売上高の増加等、主要な仮定を含んでおります。

③翌事業年度に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りによるところが大きく、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(固定資産の減損処理)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産の残高 618,324千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、管理会計上の区分を基準に、資産及び資産グループの減損の有無を判定しております。

当社は、集客支援事業と直営宿泊事業を営んでおり、主要な固定資産は事業ごとかつ立地ごとに異なることから、集客支援事業、直営施設(南房総市)、直営施設(秩父市)の3つにグルーピングしております。資産又は資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローに基づき、減損の認識の要否を判定しております。減損損失を認識すべきと判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者による事業計画を基に、経営環境などの外部要因に関する情報や過去の実績等を総合的に勘案し算定しております。

③翌事業年度に与える影響

市場の需要状況が変化した場合には、割引前将来キャッシュ・フローが変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 14,183千円

※上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断基準については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針26号)に定める会社分類に基づき、将来減算一時差異に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針26号)で示されている、企業の種類、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の回収見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としており、過去の実績や市場環境を踏まえた、集客支援事業における取扱客室数の増加に伴う売上高の増加等、主要な仮定を含んでおります。

③翌事業年度に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りによるところが大きく、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(固定資産の減損処理)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産の残高 1,101,824千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、管理会計上の区分を基準に、資産及び資産グループの減損の有無を判定しております。

当社は、集客支援事業と直営宿泊事業を営んでおり、主要な固定資産は事業ごとかつ立地ごとに異なることから、集客支援事業、直営施設(南房総市)、直営施設(秩父市)の3つにグルーピングしております。資産又は資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローに基づき、減損の認識の要否を判定しております。減損損失を認識すべきと判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者による事業計画を基に、経営環境などの外部要因に関する情報や過去の実績等を総合的に勘案し算定しております。

③翌事業年度に与える影響

市場の需要状況が変化した場合には、割引前将来キャッシュ・フローが変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 3. (1) 顧客との契約から生じた債権の残高」に記載しております。

※2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
売掛金	68,567千円	一千円

(注) 株式会社にしがきに対する債権については、属性が関係会社ではなくなったため、当事業年度末の残高には記載しておりません。

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	5,742千円	30,336千円

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
建物	275,084千円	258,289千円
土地	201,374	201,374
計	476,459	459,663

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
短期借入金	140,000千円	一千円
1年内返済予定の長期借入金	64,284	18,326
長期借入金	219,645	81,674
計	423,929	100,000

5 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当事業年度 (2024年4月30日)
株式会社にしがき	1,930,330千円	株式会社にしがき 1,817,626千円
計	1,930,330千円	計 1,817,626千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
売上高	160,549千円	14,743千円
受取保証料	8,039	1,545
支払保証料	1,727	389
支払利息	77	—

(注)株式会社にしがきとの取引高については、属性が関係会社ではなくなったため、当事業年度は関係会社であった期間のみ記載しております。

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
役員報酬	26,500千円	56,050千円
給与手当	38,051	36,610
賞与引当金繰入額	1,050	1,820
貸倒引当金繰入額	—	5,657
広告宣伝費	195,879	210,983
減価償却費	1,659	186
おおよその割合		
販売費	61.0%	63.6%
一般管理費	39.0	36.4

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
建物	一千円	1,338千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000	—	—	1,000
A種種類株式(株)	—	80	—	80

(変動事由の概要)

有償第三者割当による増加 80株

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000	—	—	1,000
A種種類株式(株)	80	—	—	80

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
現金及び預金	348,362千円	257,782千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	348,362	257,782

(リース取引関係)

前事業年度(2023年4月30日)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(2024年4月30日)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の流動性の高い金融資産で運用しており、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、金融機関からの借入や有償第三者割当により必要な資金を調達する方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業管理規程に従い、営業部門において各取引先の経営基本情報、年間予想売上その他の必要な情報を入手し、取引相手別に与信限度を設定しております。また、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金や未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 短期借入金	140,000	140,000	—
(2) 長期借入金 ※2	283,929	282,533	△1,395
負債計	423,929	422,533	△1,395

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	348,362	—	—	—
売掛金	151,959	—	—	—
負債計	500,321	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	140,000	—	—	—	—	—
長期借入金	64,284	64,284	64,284	64,284	26,793	—
負債計	204,284	64,284	64,284	64,284	26,793	—

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	140,000	—	140,000
長期借入金	—	282,533	—	282,533
負債計	—	422,533	—	422,533

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

短期借入金及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の流動性の高い金融資産で運用しており、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、金融機関からの借入や有償第三者割当により必要な資金を調達する方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業管理規程に従い、営業部門において各取引先の経営基本情報、年間予想売上その他の必要な情報を入手し、取引相手別と与信限度を設定しております。また、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金や未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金 ※2	300,000	297,528	△2,471
負債計	300,000	297,528	△2,471

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	257,782	—	—	—
売掛金	87,913	—	—	—
負債計	345,696	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	44,226	51,072	51,072	51,072	51,072	51,486
負債計	44,226	51,072	51,072	51,072	51,072	51,486

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	297,528	—	297,528
負債計	—	297,528	—	297,528

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
一括償却資産	1,442千円
未払事業税	6,491
賞与引当金	800
その他	1,616
繰延税金資産 合計	10,351
繰延税金負債	
為替差益	△891
繰延税金負債合計	△891
繰延税金資産の純額	9,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.55%
(調整)	
法人税額特別控除	△5.67
住民税均等割額	0.21
その他	△0.30
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.79

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,729千円
一括償却資産	2,059
未払事業税	7,533
賞与引当金	1,281
その他	1,578
繰延税金資産 合計	14,183
繰延税金負債	
為替差益	△1,795
繰延税金負債合計	△1,795
繰延税金資産の純額	12,388

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	34.55%
法人税額特別控除	△5.21
住民税均等割額	0.19
その他	0.18
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.71

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

当社は、不動産賃貸借契約に基づき使用する本社オフィス等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期限が明確ではなく、現時点で本社オフィスの移転等も予定されていないため、資産除去債務を合理的に見積もることができず、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

当社は、不動産賃貸借契約に基づき使用する本社オフィス等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期限が明確ではなく、現時点で本社オフィスの移転等も予定されていないため、資産除去債務を合理的に見積もることができず、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	(単位：千円)		
	直営宿泊事業	集客支援事業	合計
一時点で移転される財及びサービス	20,234	722,317	742,551
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	20,234	722,317	742,551
外部顧客への売上高	20,234	722,317	742,551

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年4月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	65,920
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	151,959

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表において売掛金に関するものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	直営宿泊事業	集客支援事業
一時点で移転される財及びサービス	121,600	937,502
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	—
顧客との契約から生じる収益	121,600	937,502
外部顧客への売上高	121,600	937,502

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年4月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	151,959
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	87,913

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表において売掛金に関するものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、集客事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社にしがき	160,549

(注) 当社は集客事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	直営宿泊事業	集客支援事業	合計
外部顧客への売上高	121,600	937,502	1,059,102

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	(株)にしがき	京都府京丹 後市大宮町 口大野88番 地	30,000	小売業 サービス業	(被所有) 直接 18.5 間接 1.9	集客支援サー ビスの提供・被 債務保証	集客支援サー ビスの提供	160,549	売掛金	68,567
							債務保証 (注)2	1,930,330	—	—
							保証料の受 入	8,039	未収入金	6,978
							被債務保証 (注)3	423,929	—	—
						保証料の支 払	1,727	—	—	

- (注) 1. 手数料率等の取引条件は、市場の実勢等を参考にして、その都度交渉の上決定しております。
2. 株式会社にしがきの金融機関借入について債務保証を行っているものであります。取引金額は2023年4月30日現在の債務保証残高であり、債務保証を行っている借入金の月末残高に対して、一定の利率を乗じた金額を債務保証料として受け取っております。保証料率は市場金利等を勘案し、同社との契約により決定しております。
3. 金融機関借入について株式会社にしがきの債務保証を受けているものであります。取引金額は2023年4月30日現在の被債務保証残高であり、債務保証を受けている借入金の月末残高に対して、一定の利率を乗じた金額を債務保証料として支払っております。保証料率は市場金利等を勘案し、同社との契約により決定しております。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

第三者への株式譲渡により、株式会社にしがきが関連当事者の範囲から外れたため、該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 役員	西垣 俊平	—	—	(株)にしが き代表取締役	(被所有) 間接65.2	(株)にしが きは当社の債務 保証先	債務保証 (注)3	1,817,626	—	—
							保証料の受 入	10,503	—	—
							被債務保証 (注)4	235,716	—	—
							保証料の支 払	1,216	—	—

(注) 1. 「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」第16項に基づき、関連当事者である西垣俊平氏が代表を務める株式会社にしがきとの取引内容を記載しております。

2. 手数料率等の取引条件は、市場の実勢等を参考にして、その都度交渉の上決定しております。

3. 株式会社にしがきの金融機関借入について債務保証を行っているものであります。取引金額は2024年4月30日現在の被債務保証残高であり、債務保証を行っている借入金の月末残高に対して、一定の利率を乗じた金額を債務保証料として受け取っております。保証料率は市場金利等を勘案し、同社との契約により決定しております。なお、当該債務保証は2024年9月30日をもって解消しております。

4. 金融機関借入について株式会社にしがきの債務保証を受けているものであります。2024年1月31日をもって解消しており、取引金額は債務保証解消時点の借入残高を記載しております。債務保証を受けている借入金の月末残高に対して、一定の保証料率を乗じた金額を債務保証料として支払っております。保証料率は市場金利等を勘案し、同社との契約により決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

エス・エヌ・ホールディングス有限会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
1株当たり純資産額	61.21円	115.76円
1株当たり当期純利益	35.45円	50.51円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 2024年8月14日開催の取締役会決議により、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	184,308	272,752
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	184,308	272,752
普通株式の期中平均株式数(株)	5,199,452	5,400,000
(うち普通株式(株))	(5,000,000)	(5,000,000)
(うち普通株式と同等の株式(株))	(199,452)	(400,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2023年4月30日)	当事業年度末 (2024年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	706,051	978,803
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	400,000	400,000
(うちA種類株式の払込金額(千円))	(400,000)	(400,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	306,051	578,803
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,000,000	5,000,000

- (注) A種類株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種類株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(株式分割)

当社は、2024年8月14日開催の取締役会決議により、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年9月7日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,080株
今回の株式分割により増加する株式数	5,398,920株
株式分割後の発行済株式総数	5,400,000株
株式分割後の発行可能株式総数	15,000,000株

(3) 分割の日程

基準日	2024年9月7日
効力発生日	2024年9月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 発行可能株式総数の変更

発行可能株式総数を、上限である発行済株式総数の4倍以内の15,000,000株と変更いたしました。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024年10月31日)
建物	356,096千円
土地	172,863千円
計	528,960千円

	当中間会計期間 (2024年10月31日)
1年内返済予定の長期借入金	79,872千円
長期借入金	394,238千円
計	474,110千円

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
役員報酬	33,090千円
給与手当	17,425千円
賞与引当金繰入額	946千円
貸倒引当金繰入額	98千円
広告宣伝費	149,537千円
減価償却費	74千円

※2 業績の季節的変動

当社は、リゾート施設を取扱う性質上、7月から9月にかけて売上高及び利益は大きく伸び、10月から3月にかけて売上高及び利益は堅調に推移する傾向にあるため、中間会計期間(5月～10月)と中間会計期間以降(11月～4月)の業績に季節的変動が生じております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
現金及び預金	586,302千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—千円
現金及び現金同等物	586,302千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、集客事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	直営宿泊事業	集客支援事業	合計
一時点で移転される財及びサービス	186,852	662,516	849,369
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	186,852	662,516	849,369
外部顧客への売上高	186,852	662,516	849,369

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり中間純利益	51円35銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	277,331
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	277,331
普通株式の期中平均株式数(株)	5,400,000

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2024年8月14日開催の取締役会において、A種種類株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、同日付で自己株式として取得し、対価としてA種種類株主にA種種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で全てのA種種類株式は、会社法第178条の規定に基づき消却しております。
3. 当社は、2024年8月14日開催の取締役会決議に基づき、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

⑤ 【附属明細表】(2024年4月30日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	282,721	363	1,867	281,217	21,054	17,091	260,162
構築物	46,554	126,062	—	172,616	5,439	4,510	167,177
車両運搬具	742	53,218	—	53,960	2,980	2,794	50,980
工具、器具及び備品	1,621	6,786	—	8,408	861	726	7,546
土地	201,374	—	—	201,374	—	—	201,374
建設仮勘定	86,764	435,219	110,983	411,000	—	—	411,000
有形固定資産計	619,777	621,650	112,851	1,128,577	30,336	25,122	1,098,241
無形固定資産							
ソフトウェア	6,210	580	—	6,790	3,206	1,285	3,583
無形固定資産計	6,210	580	—	6,790	3,206	1,285	3,583

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

構築物	埼玉県秩父市の直営施設開業における投資	126,062千円
車両運搬具	埼玉県秩父市の直営施設開業における投資	52,716千円
建設仮勘定	埼玉県秩父市の直営施設開業における投資	435,219千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	140,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	64,284	44,226	0.56	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	219,645	255,774	0.56	2025年～2031年
合計	423,929	300,000	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	51,072	51,072	51,072	51,072

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,317	7,725	5,850	—	4,192
貸倒引当金	—	5,657	—	—	5,657

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2024年4月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	214
預金	
普通預金	257,567
合計	257,782

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
角野 公一	5,656
株式会社にしがき	4,932
シイエスピーク株式会社	3,805
株式会社スリーエム	2,526
株式会社丸泰	2,323
その他	68,668
合計	87,913

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
151,959	1,105,788	1,169,833	87,913	93.0	39.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
商品	
販売品	25
合計	25

④ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
食材	474
小計	474
貯蔵品	
直営宿泊施設用消耗品	248
小計	248
合計	723

⑤ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
有限会社与助丸商店	394
株式会社石井大一商店	293
株式会社ミクリード	150
株式会社Tetsuya	149
ヤマトサカナ株式会社	132
その他	101
合計	1,221

⑥ 未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ドレメ創建	27,439
株式会社デイリー・インフォメーション関西	19,792
株式会社スリースタープログラム	4,620
Meta Platforms Ireland Limited	3,884
株式会社キャディッシュ	3,201
その他	35,702
合計	94,640

⑦ 未払法人税等

相手先	金額(千円)
法人税、住民税及び事業税	78,823
合計	78,823

⑧ 長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	100,000
株式会社日本政策金融公庫	200,000
合計	300,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告としております。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.booking-resort.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年7月21日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社ジエイトラスト代表取締役高島 辰夫	大阪府大阪市天王寺区上本町七丁目3番7-203号	—	普通株式10,000	10,000,000(1,000)	(注)5
2023年7月31日	株式会社ゆめゆめらいふ代表取締役酒井 晶祥	兵庫県豊岡市若松町11番3号	特別利害関係者(大株主上位10名)	村上 真之助	兵庫県姫路市	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式50,000	50,000,000(1,000)	(注)5
2023年7月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	エスオール株式会社代表取締役児玉 拓也	大阪府摂津市島飼新町1丁目1番26号	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式30,000	30,000,000(1,000)	(注)5
2023年7月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社ジョー・コーポレーション代表取締役堀切 健司	東京都千代田区麹町2丁目3番地9	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式30,000	30,000,000(1,000)	(注)5
2023年7月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社スペース代表取締役杉木 源三	京都府京都市下京区堺町綾小路下ル永原町153-15	当社の取引先	普通株式5,000	5,000,000(1,000)	(注)5
2023年7月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社フローレンス代表取締役篠原 裕夫	大阪府大阪市東成区東小橋2丁目8番25号	—	普通株式10,000	10,000,000(1,000)	(注)5
2023年7月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社ピバック代表取締役西野 忠宏	大阪府大阪市東成区深江北1-2-5	—	普通株式10,000	10,000,000(1,000)	(注)5
2023年7月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社日本介護医療センター代表取締役谷口 優亮	大阪府大阪市阿倍野区阪南町2丁目4-1スギ薬局昭和町店2F	—	普通株式20,000	20,000,000(1,000)	(注)5
2023年7月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	田中 裕之	兵庫県西宮市	—	普通株式15,000	15,000,000(1,000)	(注)5
2023年7月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社ナカモト代表取締役中本 諭	大阪府茨木市五日市緑町5-21	—	普通株式10,000	10,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月10日	DreamJapan株式会社代表取締役蓮尾 耕司	兵庫県神戸市長田区東尻池新町1番33号	特別利害関係者(大株主上位10名)	三方 圭一	京都府舞鶴市	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式30,000	30,000,000(1,000)	(注)6
2023年8月15日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	コーエイホールディング株式会社代表取締役関口 典明	群馬県前橋市上小出町一丁目9番地12	当社の取引先	普通株式10,000	10,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月17日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社ディーエス代表取締役加藤 智麗	大阪府大阪市北区堂山町3-3日本生命梅田ビル7F	—	普通株式25,000	25,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月17日	株式会社にしがき代表取締役西垣 俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	溝落 和子	大阪府大阪市西区	—	普通株式10,000	10,000,000(1,000)	(注)5

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年8月22日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	富士五湖エンジニアリング株式会社代表取締役渡邊福一郎	山梨県富士吉田市中曽根四丁目10番26号	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式30,000	30,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月22日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社p.b.v代表取締役福井直士	北海道札幌市中央区南1条東2丁目7-4水協ビル3F	—	普通株式5,000	5,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	シーズコーポレーション有限公司代表取締役小浦茂	大阪府東大阪市小若江2丁目5番4号	—	普通株式5,000	5,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	アニオ企画有限公司代表取締役小浦茂	大阪府東大阪市友井2丁目25番22号	—	普通株式5,000	5,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社f.f. Vacation House代表取締役小村定久	広島県広島市中区立町2番23号野村不動産広島ビル	当社の取引先	普通株式5,000	5,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社B&V代表取締役渡部記春	東京都練馬区向山四丁目1番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式50,000	50,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社B&Vホールディングス代表取締役渡部記春	東京都練馬区向山四丁目1番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式50,000	50,000,000(1,000)	(注)5
2023年8月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	日本商事株式会社代表取締役渡部記春	東京都練馬区向山四丁目1番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式50,000	50,000,000(1,000)	(注)5
2023年9月11日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社イー・エス・ジー代表取締役加藤博	東京都目黒区中町1丁目6-12ラ・アトレ目黒通り102	当社の取引先	普通株式20,000	20,000,000(1,000)	(注)5
2023年11月30日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	高間健太郎	兵庫県西宮市	—	普通株式5,000	5,000,000(1,000)	(注)5
2023年11月30日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	藤原雅司	兵庫県芦屋市	—	普通株式15,000	15,000,000(1,000)	(注)5
2023年11月30日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	加藤智麗	兵庫県宝塚市	—	普通株式15,000	15,000,000(1,000)	(注)5
2023年12月28日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	今井剛	兵庫県淡路市	—	普通株式10,000	10,000,000(1,000)	(注)5
2023年12月28日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社ARKS JAPAN代表取締役高間健太郎	兵庫県西宮市松下町9番36号クラウド夙川松下町1階	—	普通株式5,000	5,000,000(1,000)	(注)5
2023年12月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	クローバロ株式会社代表取締役小山力也	大阪府大阪市北区豊崎五丁目6番2号北梅田大宮ビル6階	—	普通株式25,000	25,000,000(1,000)	(注)5

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年12月31日	株式会社にしがき代表取締役西垣俊平	京都府京丹後市大宮町口大野88番	特別利害関係者(大株主上位10名)	小山 力也	大阪府豊中市	—	普通株式 15,000	15,000,000 (1,000)	(注) 5
2024年8月14日	—	—	—	株式会社グループ代表取締役足立良弘	大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-28 久太郎町恒和ビル6F	特別利害関係者(大株主上位10名)	A種種類株式 △30,000 普通株式 30,000	—	(注) 7
2024年8月14日	—	—	—	株式会社キャプテンライン代表取締役奥野誠	大阪府大阪市港区海岸通1-5-37	特別利害関係者(大株主上位10名)	A種種類株式 △30,000 普通株式 30,000	—	(注) 7
2024年8月14日	—	—	—	株式会社なかむら代表取締役中村友則	京都府京都市左京区田中飛鳥井町41番地1	特別利害関係者(大株主上位10名)	A種種類株式 △30,000 普通株式 30,000	—	(注) 7
2024年8月14日	—	—	—	三方 圭一	京都府舞鶴市	特別利害関係者(大株主上位10名)	A種種類株式 △30,000 普通株式 30,000	—	(注) 7
2024年8月14日	—	—	—	株式会社luana代表取締役土肥誉志	広島県呉市豊町大長6164	特別利害関係者(大株主上位10名)	A種種類株式 △30,000 普通株式 30,000	—	(注) 7
2024年8月14日	—	—	—	株式会社シユクラン代表取締役神野有美	大阪府大阪市西区南堀江2丁目3-4-1 F	特別利害関係者(大株主上位10名)	A種種類株式 △30,000 普通株式 30,000	—	(注) 7
2024年8月14日	—	—	—	株式会社ゲンバカンリシステムズ代表取締役徳田隆	広島県広島市中区中町3番11号	特別利害関係者(大株主上位10名)	A種種類株式 △30,000 普通株式 30,000	—	(注) 7

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2022年5月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しております。
5. 移動後所有者の取得希望を受け、当社での資金需要の有無等を検討していたところ、移動前所有者である株式会社にしがき及び株式会社ゆめゆめらいふの資金需要による売却希望を確認できたことから株式の移動を行っております。
6. 移動後所有者の事情により、DreamJapan株式会社から三方圭一氏に株式の移動を行っております。
7. 当社は、2024年8月14日開催の取締役会において、定款の定めに基づきA種種類株式の取得条項を行使したことにより、同日付で自己株式として取得し、対価として当該A種種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。普通株式への転換比率は定款に定められた比率によっております。また、取得した自己株式は同日付の取締役会決議により、同日付で全て消却しております。
8. 当社は、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①
発行年月日	2022年10月31日
種類	A種種類株式
発行数	80株
発行価格	1株につき5,000,000円(注)2
資本組入額	2,500,000円
発行価額の総額	400,000,000円
資本組入額の総額	200,000,000円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年4月30日であります。
2. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格によって決定しております。

2 【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社グループ 代表取締役 足立 良弘 資本金 80百万円	大阪府大阪市中央区久太郎町 2-5-28 久太郎町恒和ビル 6 F	不動産、不動産賃貸業、宿泊業	30,000	30,000,000 (1,000)	特別利害関係者(大株主上位10名)
株式会社キャプテンライン 代表取締役 奥野 誠 資本金 99百万円	大阪府大阪市港区海岸通 1-5-37	船舶運航業、宿泊業	30,000	30,000,000 (1,000)	特別利害関係者(大株主上位10名)
株式会社加々見工務店 代表取締役 加々見 和洋 資本金 40百万円	山梨県富士吉田市下吉田東 2-24-1	建設業	10,000	10,000,000 (1,000)	当社の取引先
株式会社AsoboLabo 代表取締役 三神 大 資本金 10百万円	大阪府大阪市西区江戸堀 1 丁目23-11-6階	小売業、サービス業	20,000	20,000,000 (1,000)	当社の取引先
株式会社なかむら 代表取締役 中村 友則 資本金 17百万円	京都市京都市左京区田中飛鳥井町41番地 1	小売業	30,000	30,000,000 (1,000)	特別利害関係者(大株主上位10名)
DreamJapan株式会社 代表取締役 蓮尾 耕司 資本金 10百万円	兵庫県神戸市長田区東尻池新町 1 番33号	小売業、サービス業	30,000	30,000,000 (1,000)	特別利害関係者(大株主上位10名)
株式会社古名屋 代表取締役社長 伴野 公亮 資本金 10百万円	山梨県甲府市中央 1-7-15	宿泊業	20,000	20,000,000 (1,000)	当社の取引先
日乃出食品株式会社 代表取締役 比嘉 俊一 資本金 8百万円	福岡県北九州市八幡東区東田一丁目 3 番15号	飲食業、サービス業	20,000	20,000,000 (1,000)	当社の取引先
KOGAホールディングス株式会社 代表取締役 古賀 善敏 資本金 5百万円	福岡県行橋市宮市町 5-24 ハイライフサクセス 1階	水産卸業、飲食業	10,000	10,000,000 (1,000)	当社の取引先
株式会社LUCHEL 代表取締役 川内 篤志 資本金 5百万円	大阪府大阪市住之江区御崎 4 丁目 1-1	建設業、飲食業	15,000	15,000,000 (1,000)	当社の取引先
ベイビーブレイン株式会社 代表取締役 阿相 大樹 資本金 9百万円	千葉県長生郡一宮町東浪見36番 1号	コンサルタント業、宿泊業	10,000	10,000,000 (1,000)	当社の取引先
吉野建設株式会社 代表取締役 中坂 広國 資本金 49百万円	兵庫県神戸市中央区日暮通 5-4-4	建設業、宿泊業	20,000	20,000,000 (1,000)	当社の取引先
株式会社luana 代表取締役 土肥 誉志 資本金 1百万円	広島県呉市豊町大長6164	不動産業、宿泊業	30,000	30,000,000 (1,000)	特別利害関係者(大株主上位10名)
株式会社資産対策研究所 代表取締役 坂上 洋一 資本金 10百万円	静岡県裾野市須山2255番2656	不動産業、宿泊業	5,000	5,000,000 (1,000)	当社の取引先
株式会社J S フーズ 代表取締役 中原 みどり 資本金 5百万円	東京都品川区東五反田 5-22-37	飲食業、宿泊業	5,000	5,000,000 (1,000)	当社の取引先
株式会社喜びフーズ 代表取締役 中武 強喜 資本金 10百万円	高知県高知市高見町350-1	飲食業、宿泊業	5,000	5,000,000 (1,000)	当社の取引先

株式会社サンガリオン 代表取締役 小高 秀元 資本金 78百万円	千葉県勝浦市墨名731番地7	エネルギー関連、 宿泊業	20,000	20,000,000 (1,000)	当社の取引先のグループ会社
株式会社シュクラン 代表取締役 神野 有美 資本金 3百万円	大阪府大阪市西区南堀江2丁目3-4-1F	宿泊業	30,000	30,000,000 (1,000)	特別利害関係者(大株主上位10名)
シイエスピーク株式会社 代表取締役 吉井 俊貴 資本金 10百万円	大阪府大阪市中央区北浜1-1-14 北浜一丁目平和ビル6階	コンサルタント業、 宿泊業	20,000	20,000,000 (1,000)	当社の取引先
株式会社ゲンパカンリシステムズ 代表取締役 徳田 隆 資本金 45百万円	広島県広島市中区中町3番11号	建設業	30,000	30,000,000 (1,000)	特別利害関係者(大株主上位10名)
株式会社グランシーズ 代表取締役 小川 慶大 資本金 30百万円	大阪府東大阪市長田東3丁目5-19 永井ビル401号室	コンサルタント業、 宿泊業	5,000	5,000,000 (1,000)	関連当事者等
株式会社デジタルストレージ 代表取締役 金森 正高 資本金 45百万円	京都府京丹後市大宮町口大野88番地	通信・情報業、 宿泊業	5,000	5,000,000 (1,000)	関連当事者

(注) 2024年8月14日開催の取締役会決議により、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
エス・エヌ・ホールディングス 有限会社(注)1、2	京都府京丹後市大宮町口大野88番地	3,500,000	64.81
株式会社にしがき(注)2	京都府京丹後市大宮町口大野88番地	410,000	7.59
株式会社デジタルストレージ (注)2	京都府京丹後市大宮町口大野88番地	205,000	3.80
株式会社グランシーズ(注)2	大阪府東大阪市長田東3丁目5-19 永井ビル 401号室	205,000	3.80
株式会社ゆめゆめらいふ(注)2	兵庫県豊岡市若松町11番3号	50,000	0.93
村上 真之助(注)2	兵庫県姫路市	50,000	0.93
株式会社B&V(注)2	東京都練馬区向山四丁目1番1号	50,000	0.93
株式会社B&Vホールディング ス(注)2	東京都練馬区向山四丁目1番1号	50,000	0.93
日本商事株式会社(注)2	東京都練馬区向山四丁目1番1号	50,000	0.93
エスオール株式会社(注)2	大阪府摂津市鳥飼新町1丁目1番26号	30,000	0.56
株式会社ジョー・コーポレー ション(注)2	東京都千代田区麹町2丁目3番地9	30,000	0.56
富士五湖エンジニアリング株式 会社(注)2	山梨県富士吉田市中曽根四丁目10番26号	30,000	0.56
株式会社グルーヴ(注)2	大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-28 久太 郎町恒和ビル6F	30,000	0.56
株式会社 キャプテンライン (注)2	大阪府大阪市港区海岸通1-5-37	30,000	0.56
株式会社なかむら(注)2	京都府京都市左京区田中飛鳥井町41番地1	30,000	0.56
三方 圭一(注)2	京都府舞鶴市	30,000	0.56
株式会社luana(注)2	広島県呉市豊町大長6164	30,000	0.56
株式会社シュ克蘭(注)2	大阪府大阪市西区南堀江2丁目3-4-1F	30,000	0.56
株式会社ゲンバカンリシステム ズ(注)2	広島県広島市中区中町3番11号	30,000	0.56
株式会社ディーエス	大阪府大阪市北区堂山町3-3 日本生命梅田 ビル7F	25,000	0.46
クローバーラボ株式会社	大阪府大阪市北区豊崎五丁目6番2号北梅田 大宮ビル6階	25,000	0.46
MRDホールディングス株式会 社	愛知県名古屋市中区東大曾根町13番13号	25,000	0.46
株式会社日本介護医療センター	大阪府大阪市阿倍野区阪南町2丁目4-1 ス ギ薬局昭和町店2F	20,000	0.37
株式会社イー・エヌ・ジー	東京都目黒区中町1丁目6-12 ラ・アトレ目 黒通り102	20,000	0.37
株式会社AsoboLabo	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目23-11-6階	20,000	0.37
株式会社古名屋	山梨県甲府市中央1-7-15	20,000	0.37
日乃出食品株式会社	福岡県北九州市八幡東区東田一丁目3番15号	20,000	0.37

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
吉野建設株式会社	兵庫県神戸市中央区日暮通5-4-4	20,000	0.37
株式会社サンゲリオン	千葉県勝浦市墨名731番地7	20,000	0.37
シイエスピーク株式会社	大阪府大阪市中央区北浜1-1-14 北浜一丁目平和ビル6階	20,000	0.37
田中 裕之	兵庫県西宮市	15,000	0.28
藤原 雅司	兵庫県芦屋市	15,000	0.28
加藤 智麗	兵庫県宝塚市	15,000	0.28
小山 力也	大阪府豊中市	15,000	0.28
株式会社L U C K E L	大阪府大阪市住之江区御崎4丁目1-1	15,000	0.28
コーエイホールディング株式会社	群馬県前橋市上小出町一丁目9番地12	10,000	0.19
株式会社ジェイトラスト	大阪府大阪市天王寺区上本町七丁目3番7-203号	10,000	0.19
株式会社フローレンス	大阪府大阪市東成区東小橋2丁目8番25号	10,000	0.19
株式会社ビバック	大阪府大阪市東成区深江北1-2-5	10,000	0.19
株式会社ナカモト	大阪府茨木市五日市緑町5-21	10,000	0.19
株式会社善太	兵庫県南あわじ市広田広田33-3	10,000	0.19
真城 逞生	愛知県名古屋市中千種区	10,000	0.19
株式会社NKD	京都府京都市左京区田中野神町18番地	10,000	0.19
中村 友則	京都府京都市左京区	10,000	0.19
溝落 和子	大阪府大阪市西区	10,000	0.19
藤井 久司	兵庫県神戸市垂水区	10,000	0.19
藤井 裕也	福岡県北九州市八幡東区	10,000	0.19
今井 剛	兵庫県淡路市	10,000	0.19
K O G Aホールディングス株式会社	福岡県行橋市宮市町5-24 ハイライフサクセス1階	10,000	0.19
ベイビーブレイン株式会社	千葉県長生郡一宮町東浪見36番1号	10,000	0.19
株式会社加々見工務店	山梨県富士吉田市下吉田東2-24-1	10,000	0.19
株式会社スペース	京都府京都市下京区堺町綾小路下ル永原町153-15	5,000	0.09
シーズコーポレーション有限会社	大阪府東大阪市小若江2丁目5番4号	5,000	0.09
アニラオ企画有限会社	大阪府東大阪市友井2丁目25番22号	5,000	0.09
株式会社f. f. Vacation House	広島県広島市中区立町2番23号 野村不動産広島ビル	5,000	0.09

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
清水 くみ子	兵庫県南あわじ市	5,000	0.09
株式会社ARKS JAPAN	兵庫県西宮市松下町9番36号 プラウド夙川 松下町1階	5,000	0.09
高間 健太郎	兵庫県西宮市	5,000	0.09
藤井 佳子	兵庫県神戸市垂水区	5,000	0.09
株式会社p. b. V	北海道札幌市中央区南1条東2丁目7-4 水 協ビル3F	5,000	0.09
株式会社資産対策研究所	静岡県裾野市須山2255番2656	5,000	0.09
株式会社J Sフーズ	東京都品川区東五反田5-22-37	5,000	0.09
株式会社喜びフーズ	高知県高知市高見町350-1	5,000	0.09
計	—	5,400,000	100.0

(注) 1. 特別利害関係者等(当社親会社)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 2024年8月14日開催の取締役会決議により、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月14日

株式会社ブックングリゾート
取締役会 御中

清友監査法人
京都事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中野 雄介

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三牧 潔

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブックングリゾートの2022年5月1日から2023年4月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブックングリゾートの2023年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月14日

株式会社ブックングリゾート
取締役会 御中

清友監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 中野 雄介
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三牧 潔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブックングリゾートの2023年5月1日から2024年4月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブックングリゾートの2024年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年1月14日

株式会社ブックングリゾート
取締役会 御中

清友監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 中野 雄介
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三牧 潔
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブックングリゾートの2024年5月1日から2025年4月30日までの第12期事業年度の中間会計期間（2024年5月1日から2024年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブックングリゾートの2024年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

BR

Booking Resort